

第Ⅲ部

令和5年度に
講じようとする施策

第1章 持続可能な形での観光立国の復活

第1節 持続可能な観光地域づくり

- ① 「観光立国推進基本計画」(2023年(令和5年)3月31日閣議決定)の「持続可能な観光地域づくり戦略」に従い、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化のため、宿泊施設等の改修、廃屋撤去等のハード面の取組に加え、キャッシュレス化等の観光地における面的なDX¹化によるソフト面の取組を、複数年度にわたる計画的・継続的な支援策を活用して支援する。また、観光DXや観光産業の革新、観光人材の育成・確保等の取組も支援する。
- ② 観光地域づくり法人(DMO)を核として、適切な観光地マネジメント体制の構築や一過性の補助金に頼らない持続的な観光戦略の策定・実施の促進のため、地域での観光地マネジメントを確立するための取組を支援するとともに、観光地域づくり法人の形成を進め、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の観光地域づくり法人の体制強化等を支援する。
- ③ 地域独自の観光資源(自然、文化・歴史、地場産業等)を保全・活用したコンテンツ造成や、観光旅行者から入域料を徴収し地域づくりに還元するためのシステム・設備整備等を支援する。また、地球環境に配慮した旅行の普及啓発等を行う。
- ④ 優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上のため、良好な景観の形成・保全・活用等を進めるとともに、エコツーリズム等の取組や旅行者の安全の確保等の取組の支援等を行う。

第2節 インバウンド回復

- ① 「観光立国推進基本計画」の「インバウンド回復戦略」に従い、早期の訪日外国人旅行消費額5兆円の達成等の目標達成のため、文化、自然、食、スポーツ等の多岐にわたる分野を対象とし、伝統芸能等の特別な体験や期間限定の取組の創出等の支援や、海外における日本への誘客イベントの開催等を集中的に行う。
- ② 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備のため、アドベンチャーツーリズムや、アート・文化芸術コンテンツの整備、地域の食材を活用したコンテンツの整備等を支援するとともに、皇居三の丸尚蔵館等の整備を含め魅力ある公的施設の公開・開放を行う。また、外国人旅行者向け消費税免税店の拡大、新宿御苑の整備等を行う。
- ③ 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備のため、民間提案による国立公園の魅力向上、国際競争力の高いスノーリゾートの形成、歴史的資源を活用した観光まちづくりを進める。また、文化観光の推進のため、文化施設の夜間活用や日本遺産の活用、文化観光拠点の整備等を支援するとともに、スポーツツーリズム、農泊、サイクルツーリズム等多種多様なコンテンツ整備を行う。
- ④ 高付加価値旅行者の誘客支援を集中的に行うとともに、戦略的な訪日プロモーションを行う。あわせて、MICE誘致・開催支援や厳格なカジノ規制を実施した上でのIR整備を着実に

¹ Digital Transformationの略。

進める。

- ⑤ インバウンドの受入環境を一層整備するため、空港業務の省力化・自動化や業務効率化等による航空ネットワークの回復と強化、国際拠点空港の整備、クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組、国際交通機関へのアクセス向上、公共交通機関や観光地でのキャッシュレス決済の導入等を支援する。また、ビザ緩和、入国手続での関係機関の連携強化、最先端技術を活用した革新的な出入国審査の導入等の受入体制の確保や、観光案内拠点の整備等観光地等での外国人対応の充実を着実に進める。

第3節 国内交流拡大

- ① 「観光立国推進基本計画」の「国内交流拡大戦略」に従い、措置された予算を活用して全国旅行支援を着実に実施するとともに、平日旅行需要喚起キャンペーンの実施等による国内旅行需要の平準化を着実に進める。
- ② 新たな交流市場の開拓として、ワーケーション、ブレジジャー等の普及・定着を一層進めるとともに、第2のふるさとづくりやユニバーサルツーリズム等の定着に向けた環境整備を行う。あわせて、公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化等を着実に進める。

第1節 持続可能な観光地域づくり戦略

1 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

- ① 観光地・観光産業の再生・高付加価値化に向けて、宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去等のハード面の取組に加え、キャッシュレス化や、シームレスな予約・決済が可能な地域サイトの構築等の観光地における面的なDX化によるソフト面の取組を、複数年度にわたる計画的・継続的な支援策を活用して推進する。
- ② 財務諸表や経営指標の活用、適切な労働環境の整備、顧客予約管理システム(PMS²)等のITシステムの活用等による宿泊業の生産性・収益力の向上や従業員の待遇改善等、高付加価値化に向けた経営を行うための指針を示すガイドラインに係る登録制度に基づく登録事業者を補助事業等で積極的に支援することで、宿泊業の高付加価値化に向けた経営への転換を促進し、「持続可能な稼げる産業」への変革を促していく。
- ③ 観光産業の生産性向上等を図るため、DXや事業者間連携等の取組について調査・検証する。また、デジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」の運用を通じて、デジタル化による事業環境変化に伴う経営課題の解決を目指す中小企業・小規模事業者と、同事業者の取組を支援する各種機関の双方への支援体制を強化する。

2 観光DXの推進

- ① 旅行者の消費拡大・再来訪促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等に向けて、2022年(令和4年)9月に設置した「観光DX推進のあり方に関する検討会」での討議結果を踏まえ、観光分野のDXを推進する。具体的には、宿泊、体験等に係る情報発信・予約・決済機能をシームレスに提供する地域サイトの構築、その時・その場所・その人に適した情報のレコメンド、宿泊事業者における顧客予約管理システム(PMS)の導入やPMS等で扱うデータ仕様の統一化等による業務効率化及びサービスの高付加価値化、観光地域づくり法人(DMO)等における旅行者の移動・宿泊・購買データ等を用いたマーケティング等の取組を推進する。また、事業者間・地域間でのデータ連携を強化し、広域で収益を最大化させ、地域の参考となるような先進モデルを創出する。
- ② 旅行者の利便性向上や周遊促進を図るため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行うデータマネジメントプラットフォーム(DMP)や顧客関係管理(CRM)を活用した分析や戦略策定を支援するとともに、観光地域づくり法人における地域全体を包括する情報発信・予約・決済をシームレスに提供する地域サイトの構築を推進する。また、ITに加えマーケティング等のスキルも有する観光デジタル人材の観光地域づくり法人における登用・育成を支援する。
- ③ 地域が抱える様々な課題(防災、セキュリティ・見守り、観光等)をデジタル技術やデータの活用によって解決し、地域活性化につなげるため、地方公共団体等による「都市OS(データ連携基盤)³」の整備・改修や、それにつながる各種サービスの実装等を支援する。

² Property Management Systemの略。

³ 都市に関わる様々なデータについて、センサー等の端末からアプリケーションまでデータを流通させる機能を持った

3 観光産業の革新

(1) 多様なニーズに対応した旅行業への転換と高付加価値な商品造成

旅行業については、ワーケーションやブレジャー等の多様な旅行ニーズ、災害や感染症の発生リスク、SDGs⁴やDX等に適切に対応できるよう、高付加価値な旅行商品・サービスを造成し適正な対価を得て消費者に販売・提供することを中心とするビジネスモデルへの転換に向けた取組を推進する。また、地域の自然、生活文化、地元の人々とのふれあい等の地域独自の魅力を生かした地域密着型の旅行商品が充実するよう、地域に密着した事業者による旅行商品の造成を促進する。

(2) 観光産業の再生支援

新たに観光産業を行う者及び既存の観光関連事業者の取組を後押しするため、日本政策金融公庫等による事業者への資金の融資や、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)による「登録DMO」の設立や観光関連事業への資金、経営及びナレッジ面での支援を実施する。また、登録DMOと連携し、民間事業化支援を促進していく。さらに、商工組合中央金庫は、全国の旅館組合に対して、プッシュ型で一層寄り添った支援を進め、地域経済の面的活性化に努めていく。

(3) 宿泊施設の整備促進

- ① 国際競争力強化に資する施設に対する一般財団法人民間都市開発推進機構による金融支援制度の活用を推進する。
- ② 旅館、ホテル等宿泊施設におけるインバウンド対応を支援することにより、訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を通じて、多様なニーズに対応する宿泊施設の提供を促進する。
- ③ まちの活力や利便性の向上等を目指す地方都市を中心とした、古民家や空き家・空き店舗のリノベーション等による観光関連施設等の整備について、まちづくりファンド支援事業、共同型都市再構築業務を通じて、金融支援を行う。

(4) 官民ファンドによる事業再生支援等の強化

- ① 株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の支援体制の強化、同機構による地域金融機関の事業再生人材の育成、LP出資を通じた事業再生の担い手の拡充等を図り、温泉街等の観光地の再生・活性化や宿泊業等における事業再生支援等を推進する。また、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を安定的・継続的に提供できる体制を整備する。
- ② 地域金融機関に対し、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスを提供するといった支援を行うよう促す。

(5) スタートアップ・ベンチャー企業のサービスの利活用促進

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、滞在時間の延長を促進するための賑わい拠点となる屋外広場の整備や近距離移動支援モビリティの整備、環境に配慮しながら点在する観光スポットへの周遊を促進するための多様な移動手段の整備、観光施設等における多言語対応や無料Wi-Fi整備等を支援する。さらに、ベンチャー企業の有するAI、ICT等のノウハウを活用し地域

プラットフォームのこと。

4 Sustainable Development Goalsの略。持続可能な開発目標。

課題を解決する実証事業の実施や、ベンチャー企業のサービスの利活用について先進事例を紹介するセミナー開催を通じて、次世代の観光の担い手の育成を図る。

(6) 海外の有望な観光関連企業の誘致

日本貿易振興機構(JETRO)において、海外の及び既に日本に進出している外資系の有望な観光関連企業並びに関連ソリューションを有するデジタル等企業に対する、市場情報や日本企業とのビジネス機会等の提供、地域の情報発信や企業招へい等の誘致活動を通じて、日本への進出・事業拡大を支援する。特に、ポテンシャルを有する地域への進出に向け、外国企業の誘致や、外資系企業との協業・連携に意欲のある地域や、その他地域のエコシステムを構成する民間企業等のプレーヤーとの連携による誘致活動を実施する。

4 観光人材の育成・確保

(1) 観光地域及び観光産業の担い手の確保

- ① 新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経て社会情勢が大きく変化する中、観光地・観光産業の高付加価値化を進め、持続可能な観光地域づくりを実現するため、これからの時代に求められる新たな観光人材の育成に向けて、2022年度(令和4年度)に「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」を策定した。本ガイドラインは、持続可能な観光地域づくりを牽引する「観光地経営人材」、及び個々の事業経営を担う「観光産業人材」に整理し、それぞれに求められる知識・技能、及びそのための教育内容を明らかにするとともに、これら人材の育成に向けた地域、国、教育機関等の役割も示したものである。2023年度(令和5年度)は、本ガイドラインの周知、活用を働きかけるとともに、求められる知識・技能を修得できる教育プログラムの提供・受講を促進するため、本ガイドラインに準拠した教育プログラムの開発支援等に取り組む。また、海外での特定技能試験を実施するほか、我が国の宿泊業での就労意欲を喚起するため、業界団体とも連携し、宿泊業の魅力、雇用環境等を外国人に向けて積極的に周知・発信するなど、外国人材の活用を推進するための必要な環境整備に取り組む。
- ② 日本政府観光局において、海外の旅行代理店の販売員の訪日旅行に関する知識の習得促進を図るため、eラーニングウェブサイトを運営する。

(2) 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等

高等学校学習指導要領の必履修科目「地理総合」において、「観光の現状や動向に関する諸事象を、様々な主題図等を基に取り上げ、地図や地理情報システムの適切な活用の仕方が身に付くよう工夫すること」が明記されたことを踏まえ、年に2回開催する各教育委員会の指導主事等を対象とした会議等の場を通じて、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図る。

(3) 通訳ガイドの質・量の充実

訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる分野の研修等により、旅行商品の付加価値向上に資する通訳ガイドの育成を図るとともに、旅行会社等が一括して全国の通訳案内士を検索できるデータベース(通訳案内士登録情報検索サービス)の運営を通じて、有資格者の就業機会確保に取り組む。

5 観光地域づくり法人(DMO)を司令塔とした観光地域づくりの推進

(1) 世界に誇る観光地形成に向けた観光地域づくり法人(DMO)の形成

- ① 世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促

進するとともに、意欲のある観光地域づくり法人が自立的・継続的に活動できるよう、課題に対応した支援を行う。また、「観光による受益が広く地域にいきわたり、地域全体の活性化を図っていること」及び「誘客/観光消費戦略が持続的に策定される組織体であること」について高水準で満たす観光地域づくり法人を「世界的なDMO」と位置づけ、モデル形成を目指す。このため「世界的なDMO」の候補となる「先駆的DMO」を選定し、戦略的な支援を行う。

- ② 「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、観光地域づくり法人(DMO)が行う持続可能な財源の確保のための計画策定等の取組を支援する。
- ③ 全国の観光地域づくり法人(DMO)に対する優良事例等の横展開により、観光地域づくり法人間の連携を強めるとともに、観光地域づくり法人が抱える課題やこれに対する取組等の共有を実施する。

(2) 観光地域づくり法人(DMO)等に対する支援

- ① 「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、エリアごとに各層の観光地域づくり法人(DMO)を対象とした意見交換会等を実施し、役割分担と連携を促進する。また、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」により、観光地域づくり法人が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。
- ② 地域(地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO))は、観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備に係る調整、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備を最優先に実施する。日本政府観光局は、着地整備が行われた地域の観光コンテンツをオウンドメディアにて発信し、市場の反応等を地域に還元することで、次の観光資源の磨き上げ等に活用される好循環の創出を目指すとともに、広域連携DMOと連携した情報発信に取り組むほか、広域連携DMOに対し日本政府観光局の海外ネットワーク等から得られる最新の市場動向等を提供する。
- ③ 日本政府観光局は、地域のインバウンドマーケティングを支援するため、研修会の開催や地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)に対する細かなコンサルティングを実施する。また、インバウンド関係者向けのオンラインセミナーや「地域インバウンド促進サイト」を通じて、最新の市場動向や国内のインバウンドの取組等を地域に紹介・共有する。
- ④ 観光地域づくり法人(DMO)への情報共有のための「DMOネット」を活用し、観光地域づくり法人の体制の強化に資する各種研修・セミナー・シンポジウム等の情報提供を実施するとともに、中核人材の確保のための採用活動等や育成に資する研修等の受講に関する支援を行う。また、観光地域づくり法人と専門的知見や外国人目線を有する専門人材とのマッチングを実施するとともに、人材登用の費用支援を行う。
- ⑤ 広域周遊観光促進に取り組む地域に対し、各地域の魅力の発掘、課題解決に向けた戦略の策定、商品・サービスづくりの推進等の施策展開、地域関係者のスキル向上等のために、地域での実務実績等を有する専門家を派遣し、助言・指導を実施することによって、国内外の旅行者の地方誘客に向けた取組を促進させる。
- ⑥ 全国10の地方ブロックで開催される観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議において、受入環境整備等の課題を共有するとともに、地方運輸局・地方整備局・地方公共団体・民間企業等の構成員による同課題に対する取組、成果についてとりまとめ、地方運輸局等のウェブサイトを活用して公表し、横展開を行う。

6 持続可能な観光地域づくりのための体制整備等の推進

- ① 持続可能な観光への関心が高まる中で、我が国が世界の観光旅行者から選ばれるよう、持続可能なマネジメント・社会経済・文化・環境の4分野から構成された「日本版持続可能な観光ガイドライン」(JSTS-D⁵)を活用し、地域・旅行者の双方がメリットを享受できる地域づくりを推進する地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)等のマネジメント体制の構築を図るとともに、地域におけるJSTS-Dに基づく取組を促進するため、関連する研修を拡充する。持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備においては、観光旅行者から入域料を徴収し、地域づくりに還元するためのシステム・設備整備、公共交通への乗換えを促進するパークアンドライドに必要な駐車場の整備、観光旅行者のマナー啓発等に必要な備品・施設等の整備、混雑の平準化・解消のためのシステム整備等を支援する。
- ② 世界的に持続可能な観光への関心が高まる中、観光旅行者の知的好奇心の高まりを踏まえ、自然・文化・歴史・産業等の本質を味わいながら地域への貢献を実感でき、観光利用と地域資源の保全が両立する体験等のコンテンツ造成及び地域の経済・社会・環境の持続可能性の向上の好循環の仕組みづくりに取り組む地域を支援する。
- ③ 北海道は観光資源が広域に分散しており移動時のCO2排出が課題であるため、環境に配慮した多様な移動手段の活用方策等を検討し、サステナブルツーリズムの推進を図る。

7 良好な景観の形成・保全・活用

(1) 良好な景観の形成

- ① 市区町村による景観計画の策定・改定等を支援する「景観改善推進事業」の実施等を通じ、主要な観光地における景観計画、歴史的風致維持向上計画の策定や景観計画の改定等を踏まえた重点的な景観形成の取組を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進する。これらに加え、屋外広告物の安全対策や違反広告物の是正対策を推進するため、各地方会議等を通じて地方公共団体と関係団体等の連携強化を促す。また、重要な観光資源である古都をはじめとする歴史的風土の消失・質的低下を防止し、適切な保存・活用を図るほか、都市公園の整備に当たっては、史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する。さらに、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させるため、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に対して支援を行い、訪日外国人旅行者の満足度の向上を図る。
- ② まちなかウォークアブル推進事業やウォークアブル推進税制等を活用し、滞在の快適性の向上を目的とした道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組や民間用地を活用した公共空間整備等を重点的・一体的に支援することで、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するとともに、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図る。

(2) 庭園・公園等を活用した花や緑豊かな都市・地域の魅力発信

- ① 国営公園における魅力的な景観等の観光資源を活用するため、案内サインの多言語化等の環境整備を行う。また、周辺観光資源と連携し、情報発信等も強化する。首里城の復元に向け、引き続き、正殿の本体工事を実施し、復元過程の公開等の取組を推進する。

⁵ Japan Sustainable Tourism Standard for Destinationsの略。

- ② 「明治150年」関連施策の一環として、明治期の立憲政治の確立等の歴史や意義を後世に伝えるため、国と地方公共団体が連携し、神奈川県中郡大磯町にある旧滄浪閣等を明治記念大磯邸園として整備する。2025年度(令和7年度)中の整備完了に向け、2023年度(令和5年度)は建物改修等を実施する。
- ③ ガーデンツーリズム登録制度を通じて、各地の庭園間の連携構築や、地域の風土や歴史を反映したテーマに基づく取組をPRするほか、「ガーデン」を核とした観光ルートの形成を図り、地域の活性化につなげる。また、第6回ガーデンツーリズム登録審査会を行うとともに、全国都市緑化フェア期間中に普及啓発イベントを実施する。

(3) 優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進

- ① 国有林野に設定している「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての活用の推進が期待される「日本美しい森 お薦め国有林」を対象に、訪日外国人旅行者を含む利用者の増加を図るため、ウェブサイトやSNS等による魅力の発信を行うほか、案内看板の多言語化、歩道整備等の重点的な環境整備や既存施設のレベルアップ整備等、利用者の利便性の向上と安全確保のための整備に取り組む。また、これまで森林に興味のなかった無関心層や訪日外国人旅行者に関心を持ってもらうため、周辺地域を含めた国有林野の魅力を伝える動画やガイドブックを通じ、国内外に向けて情報を発信する。さらに、国立公園を所管する環境省と林野庁の連携事業を引き続き実施する。
- ② 道路管理者と市民団体等が協働して地域活性化や観光振興に寄与する「日本風景街道」と、地域情報の発信等を行う「道の駅」等の地域拠点との連携による相互の魅力及び価値の向上に取り組む。また「日本風景街道」の魅力を伝える動画等をウェブサイトやSNSにより発信し、ブランド化や認知度向上を図る。
- ③ 「秀逸な道」として2021年度(令和3年度)に指定した12区間において、地域の活動団体や多様な関係主体と連携し、魅力ある道路景観を守り育てる取組や周辺観光資源と合わせた周遊を促進するための情報発信を行い、北海道のドライブ観光の推進を図る。

(4) 観光振興等に資する地域づくり・街並み整備

公募設置管理制度(Park-PFI)⁶等の活用促進を通じ、民間資金を活用した地域の観光拠点等となる都市公園の整備等を推進する。

(5) 駅周辺等における「観光・まち一体再生」の推進

- ① 拠点駅及びその周辺における案内サイン等について、地方公共団体、交通事業者及び都市開発事業者等が連携しながら整備を行う協議会等を支援し、わかりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進する。また、駅周辺をはじめとした中心市街地等において、市街地再開発事業等により地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備を行うことで、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図る。
- ② 地方公共団体や地域の関係者等により作成された観光バス受入計画に基づく観光バス駐車場の整備等を支援する。

⁶ 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、同施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

- ③ 地域の魅力や回遊性の向上に資するよう、観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の周知を行い、活用促進を図る。

(6) 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

重要伝統的建造物群保存地区内における建造物の修理・修景、耐震対策、3次元測量等の先端技術活用による防災環境等の整備、防災設備の設置に対する支援に加え、観光振興等のニーズに対応して、公開活用整備について積極的に支援することにより、地区内の伝統的建造物等の活用を図り、観光まちづくりの一層の促進に努める。

(7) 景観等に配慮した道路整備の推進

観光地等における良好な景観の形成や観光振興等のため、2021年(令和3年)5月に策定した無電柱化推進計画に基づき、個別補助制度による地方公共団体への支援等により、「文化財保護法(昭和25年法律第214号)」に基づく重要伝統的建造物群保存地区等で無電柱化を推進する。

(8) 道路空間の観光振興への有効活用

民間の創意工夫を活用し、地域の賑わいを創出するため、「歩行者利便増進道路(ほこみち)」制度の普及を促進する。また、道路における賑わい創出と維持管理の一層の充実を図るため、道路協力団体制度の地方道への展開を促進する。

(9) 国立・国定公園の保護と利用の推進

「グリーン復興プロジェクト」の1つである「みちのく潮風トレイル」について、拠点である名取トレイルセンターを活用した情報発信を引き続き行うほか、沿線住民への普及啓発イベントを実施し、地域参画を推進する。また、沿線事業者や関係する地方公共団体等を巻き込んだ管理運営体制の強化を行い、利用環境の充実を図る。

(10) 世界自然遺産地域の適正な保全管理

奄美群島及び小笠原諸島の特性を最大限に生かした観光の振興を図るため、地域の主体的な取組を支援する。奄美群島においては、奄美及び沖縄の世界自然遺産登録を踏まえ、沖縄からの誘客を促進するための奄美群島・沖縄間の特別運賃割引や、交通アクセスの良い奄美大島に加えて奄美群島全体に観光客を誘致するためのプロモーション等への支援を行う。また、小笠原諸島においては、本土と小笠原諸島を結ぶ唯一の定期船が停泊する父島二見港の整備や自然公園の施設整備・改修等、観光客の安全確保をはじめとした各種施策への支援を行う。

(11) 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用

- ① 港湾緑地等の再整備と魅力向上とを効果的に推進するため、2022年(令和4年)12月に改正法が施行された「港湾法(昭和25年法律第218号)」により新たに創設されたみなと緑地PPP制度(港湾環境整備計画制度)を活用し、民間活力導入による水際線を生かした質の高い賑わい空間の創出を図る。
- ② 「はまツーリズム(Beach Tourism & Resort)推進プロジェクト」を通じて、海岸環境整備事業や公共海岸の占用制度等により、砂浜を含む水辺空間における民間事業者等を含めた多様な地域の推進主体による砂浜利用や環境保全の取組を支援するとともに、海岸や砂浜の有する価値を見える化し、その魅力を情報発信することで、海岸地域づくりによる良好な水辺空間の形

成を推進する。

(12) 自然と調和した港湾・河川環境の保全・創出

- ① 港湾における漂流ごみ等の回収・処理の実施、藻場・干潟等の再生・創出等により良好な港湾環境・景観を創造する。
- ② 汚濁が著しい河川の水質改善、多自然川づくりの推進等により、良好な河川環境を保全・創出する。

(13) 河川空間を活用した賑わい創出の推進

「河川敷地占用許可準則の特例」や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業者によるオープンカフェや川床等の設置を制度面から支援し、河川空間及びまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を推進する。

(14) 次世代環境対応車の普及促進

分散した観光資源間を周遊する際の移動円滑化を推進するため、引き続き環境性能に優れた次世代自動車等の導入を促進する。

(15) 社会資本整備等における観光振興への配慮

観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を強化する。

8 持続可能な観光地域づくりに資する各種の取組

(1) エコツーリズムの推進

エコツーリズムを普及・推進するため、エコツーリズム推進全体構想の認定地域等に係る広報や、認定地域間の情報交換等の支援を行うとともに、自然資源を活用した地域のガイドやコーディネーター等を対象として、人材育成研修やアドバイザー派遣等による支援を行う。また、エコツーリズム推進体制の整備、自然観光資源を活用したプログラム開発等、地域が実施するエコツーリズムを推進する取組に対して支援を行い、エコツーリズム推進全体構想の認定地域の増加に取り組む。

(2) 地域ブランドの振興

- ① その地域ならではの自然環境、文化、風習等に由来する品質、伝統、ものがたりを有する地理的表示(GI)産品を、その地にしかないご当地のコンテンツとして、その地を訪れる呼び水とするなど、観光資源として活用する取組を推進する。
- ② 地域の「顔」として、地域ブランドの発信拠点となる商店街等の面的地域価値を高めていくことで、地域ブランドの振興と持続可能な地域づくりにつなげる。

(3) 観光の意義についての国民理解の増進

- ① 中長期的な視点で、先駆性・新規性・創造性ある民間事業者等との連携を強化し、訪日外国人旅行者等にとって魅力ある持続可能な観光地域づくり及び観光コンテンツ造成を一層推進するための方策等を検討する。

- ② 成長早期の段階から、日本及び地域への愛着と誇りを醸成し、観光の意義に対する理解を深めるため、地域における産学官連携を強化し、地域が一体となった観光教育の取組を支援することにより、地域活性化に資する観光教育の充実・普及を促進する。

(4) 地域特性やニーズに応じた民泊サービスの普及促進

- ① 住宅宿泊事業(民泊サービス)について、違法民泊を排除し、公正な市場を確保することで健全な民泊サービスを普及させつつ、デジタルを活用したより効率的な市場の形成を図る。
- ② 国家戦略特区における民泊、いわゆる特区民泊について、引き続き、実施地域の拡大等、制度のより一層の利用の促進を図る。

9 国家戦略特区制度等の活用

- ① 国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき、一定の要件を満たす場合には、クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入を可能とする特例の活用を図るなど、訪日外国人旅行者等を含む消費者向けサービス分野におけるクールジャパン外国人材の受入を促進する。
- ② 国家戦略特区において、過疎地域等における訪日外国人旅行者をはじめとする観光旅行者を中心とした運送需要に対応するため、自家用有償観光旅客運送事業の活用を図る。

10 旅行者の安全の確保等

(1) 防災情報の提供

- ① 線状降水帯や台風等による大雨、大規模地震・津波、火山噴火が発生した際にも訪日外国人旅行者が適時・的確に命を守る行動が取れるよう、二重偏波気象レーダーや地震・火山観測施設の更新整備等によって監視体制を強化するとともに、次世代スーパーコンピュータシステムの導入や最新技術を取り入れた次期静止気象衛星の整備の着手等によって、気象庁から訪日外国人旅行者等に提供する防災気象情報の高度化や精度向上を推進する。特に、線状降水帯については、これまでは実況の雨量に基づく情報提供にとどまっていた「顕著な大雨に関する気象情報」を、防災対応のための時間を少しでも長く確保できるよう、2023年度(令和5年度)から、予測技術を活用し、これまでより最大約30分早く発表する。
- ② これまで作成したポスターやリーフレット等について、出入国在留管理官署・地方公共団体の防災部局・多文化共生部局及び指定公共機関等、引き続き様々なチャネルを活用した周知・普及促進を図る。また、日本政府観光局において、交通機関の運休、遅延等が発生した、あるいはそのおそれがある際、ウェブサイトやSNSを通じて、訪日外国人旅行者向けに多言語で発信するとともに、24時間365日多言語対応が可能な訪日外国人旅行者向けコールセンターを運営する。

(2) 避難体制の強化

災害時における道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供のため、通行可否情報等の集約の強化やSNS等を通じた幅広い周知等を推進する。また、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が提供する交通情報に民間事業者が保有するプローブ情報を加え、その提供を推進する。

(3) 訪日外国人旅行者等の災害被害軽減

- ① 近年、激甚化・頻発化する自然災害等を踏まえ、平時から海外や国内に対し適切な情報発信を行うことが重要であることから、国土交通省及び関係機関がウェブサイト等で提供している防災情報が一元化されてスマートフォン対応等により容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」について、2023年度(令和5年度)も引き続き新たな防災情報を追加するなどの充実を図る。また、訪日外国人旅行者の主体的な避難につながるよう、降雨や川の水位、カメラ映像等のリアルタイム情報を提供している国土交通省ウェブサイト「川の防災情報 英語版」について、引き続き運用する。
- ② 観光・宿泊施設等が非常時の訪日外国人旅行者対応に活用できる用語集及び、観光危機管理計画策定のポイント等をまとめた「観光危機管理計画等作成の「手引き」」について、観光・宿泊事業者や地方公共団体に対して周知を図る。また、地方公共団体等の観光危機管理計画策定等の支援をし、策定促進を図る。
- ③ 新幹線における非常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供について、駅頭掲示、駅構内放送、車内放送、ウェブサイト等で、利用者の行動判断に資する情報を多言語(英語、中国語及び韓国語)で十分な水準で実施できているか、不断の検証を実施する。また、空港については、全国の95空港において策定された空港BCP⁷により、空港利用者が適切に情報を収集し、安全に避難し、全ての滞留者が一定期間、安全・安心に空港内に滞在できるよう、非常時の空港における情報提供(滞留者等に対し必要に応じて行う、多言語による空港アクセスの被害や復旧状況等についてのウェブサイトやSNSによる配信等)を実施する。さらに、自然災害時を想定した空港関係者やアクセス事業者と連携した対応訓練の実施等により、情報発信を含む空港BCPの実効性強化を図る。
- ④ 訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行できる環境を整備するため、観光施設等における危機管理対応能力強化、医療機関における訪日外国人患者受入機能強化並びに地方公共団体における災害時等の観光危機管理計画の策定及び訓練の実施について支援する。
- ⑤ 日本政府観光局のウェブサイト及びSNSを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する水際対策等の情報発信に引き続き取り組むとともに、災害が発生した際の公共交通機関に関する正確かつ迅速な情報発信を行う。

(4) 次の感染症危機への対応

- ① 感染症危機対応の司令塔機能を担う組織として、2023年(令和5年)秋に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置することを目指し、次の感染症危機への備えが万全なものとなるよう取り組む。
- ② 国内外において安心して旅行できるよう、新型コロナウイルス感染症や麻しん・風しん等既存の感染症のみならず、新たな感染症が発生する可能性も念頭に、国内外での感染症の発生動向を継続的に監視・分析し、それにより得られた情報や感染症の予防方法等の情報について、国及び地方公共団体において人々に幅広く情報提供を行う。

(5) 公共交通機関の安全対策の推進

訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、臨時営業区域の特例措置について、同制度の

⁷ 空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港の事業継続計画(A2(Advanced/Airport)-BCP)。

利用状況や事故状況等の実態把握を行い、必要に応じた制度の見直しを検討する。また、「軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議」において、85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の実施状況についてフォローアップするとともに、2022年(令和4年)10月に静岡県で発生した観光バスの横転事故を踏まえ、再発防止のための対策を講じていく。

(6) 旅客船の総合的な安全・安心対策

2023年(令和5年)4月に「海上運送法等の一部を改正する法律」が成立したことを踏まえ、同法の施行に向けて政省令等の整備を進めていくとともに、監査等の強化を徹底し、旅客船事業者の安全性の評価・認定制度創設に向けた検討を進めるなど、利用者が安心して旅客船を利用できるよう、「旅客船の総合的な安全・安心対策」の内容を着実に実行していく。

(7) 道路交通の安全対策等の推進

- ① 訪日外国人旅行者のレンタカー利用等による交通事故を削減するため、ETC2.0⁸データ等のビッグデータを活用した事故対策に関する参考資料作成に向けた取組等を推進する。
- ② 訪日外国人旅行者等のレンタカー等利用時における交通事故防止を推進するため、関係機関・団体と連携し、安全運転啓発動画やリーフレット等を活用した日本の交通ルール、安全運転等に関する広報啓発活動に取り組む。
- ③ 観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、関係者が連携し、ICT・AI等の革新的な技術を活用した交通需要制御等のエリア観光渋滞対策について、その実装に向けた取組を推進・支援する。
- ④ 観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通機関と連携し、観光拠点までのラストマイルにおいて、駐車場予約専用化等の渋滞対策を推進する。

(8) 宿泊施設の防火安全対策の推進

建物特性や用途特性に応じて、消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方について整理した資料を、消防本部、事業者等に継続的に周知し、必要に応じて内容を更新していく。

(9) 旅行業務に関する取引の公正の維持等

旅行業法に基づき、旅行取引に係る規制の遵守状況に関する立入検査を適時適切に実施することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び観光旅行者の利便の増進を図る。特に貸切バスツアーについては、運賃の下限割れ防止対策や旅行業関係団体とバス関係団体により設置された「貸切バスツアー適正取引推進委員会」の仕組みの活用により、旅行における安全確保を図る。

(10) 外国人の急訴・相談等への対応環境の整備

- ① 全都道府県において、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムの運用が行われているところ、緊急時

⁸ 車両の走行履歴データ及び挙動履歴データ。ETC2.0車載器に蓄積され、車両が路側機の下を通過するときに吸い上げられる。

に三者通話システムの活用が迅速かつ適切に行われるよう、現場対応を想定した訓練等を継続的に行い、三者通話に対応可能な通訳人の拡充に努めるなどして、通報受理体制のより一層の強化を図る。また、電話通訳センターを介して通信指令員や救急隊員等と外国人との会話を交互に通訳するための三者間同時通訳について、全国の消防本部において円滑な運用を図る。

- ② 警察では、訪日外国人旅行者等とのコミュニケーションの一層の円滑化を図るため、多言語翻訳機能を有する資機材等の操作の習熟を図るための教養や、訪日外国人旅行者等が遭遇するトラブルを想定した対応訓練等を通じて、同機能の積極的な活用を図る。また、有名な観光地や繁華街・歓楽街等を管轄するなど、訪日外国人旅行者等対応の機会が多い警察署、交番等への外国語による対応が可能な警察職員の配置、語学研修や世界各国・地域の文化・宗教に係る理解の促進等をはじめとした国内における外国人への適切な対応に関する各種教養の実施に努める。
- ③ 遺失届・拾得物の受理をはじめ、各種届出関係書類への外国語併記等、各種手続に係る外国語による対応の促進及び防災・防犯等に資する情報の外国語による提供に努め、訪日外国人旅行者等が容易に必要な情報等を入手できる環境整備を強化する。また、訪日外国人旅行者等が容易に我が国警察に係る制度、活動等に関する最新の情報を入手できるようにするため、ウェブサイトに掲載するコンテンツの見直しを継続的に行い、防犯・交通安全に関する情報や警察が所管する各種規制に関する情報等について、外国語による掲載の拡充を図るなど、より効果的な情報伝達に努める。
- ④ 救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して円滑なコミュニケーションを図れるよう、救急隊向けに開発した「救急ボイストラ⁹」等の多言語音声翻訳アプリの普及促進を行う。2023年度(令和5年度)も引き続き、未導入消防本部におけるアプリ導入に係る課題を抽出し、地域の実情を踏まえた上で、消防本部への導入促進を図る。
- ⑤ 「訪日外国人のための救急車利用ガイド(多言語版)¹⁰」について、対応可能な言語が増え、活用の方がより一層広がったことから、活用状況の調査を行い、その結果も踏まえた上で各都道府県及び消防本部に対し積極的に広報を行うよう依頼するとともに、2023年度(令和5年度)も引き続き、関係省庁等が連携し効果的な広報を実施する。
- ⑥ 引き続き、「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、外国人等の消費の安全の確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図っていく。また、国民生活センターの「訪日観光客消費者ホットライン」において、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの相談対応を行うとともに、訪日外国人旅行者が遭いやすい消費者トラブルについて、観光庁・日本政府観光局等の関係機関の協力を得るほか、2021年(令和3年)に開設した「訪日観光客消費者ホットライン」専用ウェブサイト及び多言語チャットボットにて、訪日外国人旅行者への情報提供を行う。また、窓口周知活動を行い、安全で安心な観光の環境を整備する。

11 東日本大震災からの観光復興

- ① 東日本大震災後の国際的な風評被害対策として、食品輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと合わせ、地方創生の一環として日本の地域の魅力発信、日本各地の商品の輸出促進、観光促進等を支援する総合的なPR事業を2023年度(令和5年度)内に実施する。
- ② 福島における観光復興に向けて、国内外のメディア、インフルエンサーの招請、ウェブサイ

⁹ 外国人傷病者への救急対応を迅速に行なうための多言語音声翻訳アプリ。

¹⁰ 2023年(令和5年)3月現在で、合計16言語への対応が可能となっている。

トやSNSを通じた福島県の魅力の情報発信を行うとともに、訪日旅行再開の動きを踏まえた旅行商品の造成等の取組を支援する。また、世界で類を見ない複合災害を経験した唯一の場所である福島でのホープツーリズム¹¹を推進するため、教育旅行や企業等の研修旅行といった団体旅行やサイクリング・ワーケーションといった個人旅行を対象とした取組に加え、インバウンドを対象に受入体制を強化する取組を支援する。

- ③ 【再掲】第Ⅲ部第2章第1節7(9)
- ④ 国及び福島県で2022年(令和4年)5月末にとりまとめた「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づき、「酒・グルメ(食)」や「スポーツ(サイクル)」を含む6つのテーマにおいて、福島浜通り地域等15市町村のヨコ連携による、この地ならではの広域コンテンツの創出を後押しする。また、個々の市町村の独自の魅力の磨き上げや地域一体的なデジタル化に向けた支援も実施する。さらに、誘客コンテンツ開発事業による民間事業者等への支援や来訪者向けポイント還元キャンペーン等による、本地域への更なる交流人口拡大と消費喚起を図る。
- ⑤ ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部の自治体等に対して、海の魅力を高めるブルーツーリズム¹²を推進し、国内外からの誘客と観光客の定着を図るために行う、海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション、ビーチ等の国際認証の取得に向けた取組等を総合的に支援する。

12 観光に関する統計等の整備・利活用の推進

- ① 訪日外国人旅行者の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握できる訪日外国人流動データ(FF-Data)の整備、携帯電話の位置情報データを活用した旅客流動分析の検討を行い、戦略的なプロモーション施策の基礎データとしての活用を促進する。
- ② 我が国の観光産業の実態を的確に把握するため、精度の向上や安定的なデータの確保に向けて、訪日外国人消費動向調査については高付加価値旅行者等の消費額の推計方法を検討する。また、宿泊旅行統計調査について、回答方法の多様化及び利便性向上の観点から、オンライン調査の拡充を図る。
- ③ 2023年度(令和5年度)に観光に関するGIS¹³データの設計及び整備を行いオープンデータとして公開し、地方公共団体や観光関連産業等における地域観光資源への誘客や周遊ルート作成、施策立案への活用を推進する。

第2節 インバウンド回復戦略

1 インバウンドの回復に向けた集中的取組

- ① 2025年(令和7年)に向けてインバウンドの本格的な回復を図るため、全国各地で観光回復の起爆剤となる取組を集中的に実施する。文化、自然、食、スポーツ等の多岐にわたる分野で、特別な体験や期間限定の取組の創出、イベントを契機とした誘客の促進、体験コンテンツの高付加価値化等を支援するとともに、全世界に発信する。

11 震災・原発事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。

12 海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行のこと。

13 Geographic Information Systemの略。地理情報システムのこと。

- ② ビジネスや学術分野等、広い分野でインバウンド拡大の取組を深化させる、新時代にふさわしいアクションプランを策定し、関係府省庁が連携しながら着実に実行する。

2 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備

(1) アドベンチャーツーリズムの推進

自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムやアウトドアアクティビティを推進し、国内外の観光旅行者の消費額拡大や満足度向上、安心・安全で楽しめる旅行環境の整備を図る。特に、アドベンチャートラベルワールドサミット2023の北海道開催を契機に、世界の観光旅行者の来訪・滞在を促し、地方部を含めた全国各地における消費機会の拡大につなげる。また、アドベンチャートラベルワールドサミット2023の北海道開催を契機に、参加者とのさらなる関係構築を行い、本イベントの開催等を通じて得られたアドベンチャーツーリズムに関する知見を国内関係事業者へ共有し、情報発信の強化、販路拡大を図るとともに更なるコンテンツの発掘を促進する。

(2) アート・文化芸術コンテンツの整備

a) 日本博2.0の推進

2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に向けて、全国各地で最高峰の文化芸術を発信するための文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を行う。日本の文化芸術の多様性を世界に示す取組を展開し、文化芸術振興をより一層充実させる。これらを通じて、日本文化の魅力について、デジタルコンテンツ等も活用し、国内外に効果的に発信する。

b) アートの国際拠点化

我が国を文化芸術の国際的な発信拠点とし、国内発の国際的な文脈づくりを担う「場」となることを目指し、我が国のアートシーンの発信、国際的なイベントにおけるアートの発信等を実施する。

c) 国際的な芸術祭の活用

海外のフェスティバルへの参加・出展、海外の芸術団体との共同制作公演等を支援する。

d) 舞台芸術の振興、情報発信等

歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩し得る高い水準のオペラ、バレエ、演劇、オーケストラ等の現代舞台芸術を観光資源として広く提供するため、国立劇場、新国立劇場や地域の劇場・音楽ホール及びトップレベルの芸術団体に取り組む創造発信等を支援する。

e) メディア芸術の振興

- ① 日本映画の多言語字幕制作支援、欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、海外映画祭見本市における展示施設(ジャパン・ブース)の設置・運営、海外における日本映画の特集上映の実施等を通じて、多様な作品の魅力を発信し、訪日外国人旅行者の増加に寄与する。
- ② マンガ、アニメーション、メディアアート等のメディア芸術を国内外へ発信するとともに、メディア芸術を担う人材の育成を推進する。

f) ロケツーリズムの推進

映画やアニメ等のロケ地や舞台は、国内外の観光需要を喚起する重要な拠点であることから、ロケ誘致による経済・社会的効果を効果的に実現するため、地域内の関係機関の連携強化による情報発信や許認可円滑化、インセンティブ付与等を図るとともに、観光促進のためのコンテンツを「聖地巡礼」の促進に活用するなど、ロケツーリズムの推進に官民一体となって取り組む。

g) 地域の伝統芸能等の支援

無形の文化財を活用した観光による地域活性化も重要であるとの認識の下、伝統芸能や、地域の伝統行事、民俗芸能等の保存・活用を推進する。

h) 地域の文化芸術の振興

文化庁の京都移転について、2023年（令和5年）3月より京都において業務を開始したところ、京都、東京の分離組織における業務の試行・改善等を進めるとともに、同年5月に大半の職員が移転することを目指す。

i) 芸術の観光への活用を推進する人材の育成

我が国の芸術界の将来を担う新進芸術家等が技術を磨いていくために必要な舞台公演・展覧会等の実践の機会や、広い視野、見聞、知識を身につける場を提供する事業に対して支援を行う。

(3) 地域の食材を活用したコンテンツの整備

a) ガストロノミーツーリズムの推進

- ① 特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等に対して、文化財登録等に向けた調査研究や地域での保護継承、文化的価値をわかりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を行うモデル事例の形成を支援し、食文化の魅力発信等の推進を図る。
- ② 地域の食材の積極活用等により食の価値を高め、宿泊業の付加価値の向上を進める取組について、調査・検証する。

b) 酒蔵ツーリズムの推進

- ① インバウンドによる海外需要の開拓・日本産酒類の認知度向上等を図るため、酒蔵自体の観光化や、ツーリズムプランの策定等を行う酒類業者の取組・他産業と連携した取組を引き続き支援し、国内における酒蔵、ワイナリー、ブルワリー等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」を推進する。
- ② 「伝統的酒造り」を2022年（令和4年）にユネスコ無形文化遺産へ提案後、2023年（令和5年）3月に再提案しており、2024年（令和6年）11月頃に審議が見込まれている。登録に向け、「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等と連携しながら、引き続き国内外で地域の特性に応じたシンポジウムの開催等、様々な広報活動に取り組む。

(4) 魅力ある公的施設の公開・開放

- ① 迎賓館赤坂離宮について、国賓等の接遇等に支障のない範囲で、通年で一般公開を実施する。6か国語対応のウェブサイトを知り・活用するほか、Twitter等のSNSを活用した一般公開の広報を実施し、新たな参観者層の取り込みを図るとともに、通常は参観エリアとはしていない区域を公開するガイドツアーや館内での演奏会等を伴った参観等の特別企画を計画的に実施す

る。また、新たに東衛舎を活用した迎賓館赤坂離宮に関する資料等の展示を行うとともに、関連したトークイベント等を実施し迎賓館の更なる理解向上を図る。さらに、迎賓館赤坂離宮の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館をユニークベニュー¹⁴として活用する「特別開館」を実施し、観光の呼び水とする。

- ② 京都迎賓館について、国賓等の接遇等に支障のない範囲で、通年で一般公開を実施する。6か国語対応の参観アプリを周知・活用するほか、認知度向上に向け、Twitter等のSNSの活用や、京都迎賓館PR動画(日本語及び英語)等を発信するなど、効果的な一般公開の広報を実施するとともに、夜間の公開や通常の参観にはない文化体験等を盛り込んだガイドツアー等の特別企画を計画的に実施する。また、京都迎賓館の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館をユニークベニューとして活用する「特別開館」について、情報提供の改善を行い、実施事例の積み重ねに努める。
- ③ 「児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学」について、総理大臣官邸における執務に影響の生じない範囲において実施する。また、多くの学校に参加してもらうために、ウェブサイト、SNS等を活用した積極的な情報発信に取り組む。
- ④ 皇居について、土曜日の参観、事前予約のほか当日受付を行うとともに、訪日外国人旅行者向けに英語ガイド及び中国語ガイド付きの参観の実施、質疑応答や、多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施する。また、乾通りの一般公開(春季及び秋季)については、規模、内容等に鑑みた感染拡大防止策を講じた上で実施する。
- ⑤ 皇居東御苑について、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放、江戸城天守復元模型の展示を実施し、訪日外国人旅行者向けに、英語での質疑応答可能な職員の配置や、多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施する。また、皇居東御苑来訪者のアメニティ向上等を図るため、大手休憩所(仮称)の整備に向けた取組を進める。
- ⑥ 三の丸尚蔵館について、ほかの美術館・博物館等と連携しつつ、日本博事業への協力や全国各地で年4か所以上の展覧会を実施するなど三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開や公開の拡充を図るとともに、2023年(令和5年)秋に新施設(I期棟)を開館する。また、引き続き展示面積の拡大等を図るため、館の整備・建替(II期工事)を行う。
- ⑦ 京都御所について、通年で参観者数制限のない一般公開を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施する。英語及び中国語ガイド案内については、再開に向けた取組を進める。また、文化的建造物の修繕、美観等に配慮しつつ、京都御所清涼殿襖絵の復元模写を行い、完成後に逐次公開する。
- ⑧ 京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮について、通年で参観を実施するとともに、訪日外国人旅行者向けに多言語音声ガイド機器及び宮内庁ウェブサイトの運用等を実施する。特に、桂離宮においては、皇室の伝統や文化への理解をより一層深めることを趣旨として「桂離宮観月会」を2023年(令和5年)秋に実施する。また、文化的建造物の修繕、美観等に配慮しつつ、桂離宮御殿ほか整備工事(2023年(令和5年)11月完了予定)において、柿(こけら)葺屋根葺替等を引き続き実施する。
- ⑨ 御料牧場について、家畜伝染病に対する防疫強化に取り組みつつ、地元の地方公共団体と協力し、秋に2日間で各2回、合計4回地元外からの見学会の実施に向けて取り組む。その際、

¹⁴ 「ユニークベニュー(Unique Venue: 特別な場所)」とは、「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間(庭園・公園、商店街、公道等)」等において、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

展示物や御料牧場紹介動画を活用するとともに、見学会に体験型イベント等を行うなど内容の充実を図る。

- ⑩ 埼玉鴨場・新浜鴨場について、年12回の地元外からの見学会を実施する。あわせて、団体申込みも受け付ける。また、パンフレットの更新を進め、見学者の満足度向上を図る。
- ⑪ 信任状捧呈式の馬車列の実施に際しては、宮内庁及び日本政府観光局ウェブサイト等の広報媒体の活用や情報提供先と連携し周知を図る。
- ⑫ 造幣局本局の工場見学において、新たな見学コースを検討する。
- ⑬ 首都圏外郭放水路の有料見学会(民間運営)について、引き続き、土日祝日を含めて毎日開催(施設点検日及び年末年始を除く)する。また、施設の認知度向上とインバウンド見学者の増加を図るため、施設での撮影やイベント開催を目的とした有料の貸出(民間運営)を引き続き実施する。さらに、地域振興の一環として、観光協会及び地元商店・飲食店と協力し、龍Q館での首都圏外郭放水路のロゴ入りの地元物産の販売や、各飲食店における「首都圏外郭放水路おもてなし特別メニュー」の販売を行う。
- ⑭ 市ヶ谷記念館・大本営地下壕跡の見学は事前予約制とし、防衛省のガイドが案内を実施する。また、見学者の満足度を高めるため、パンフレットの充実等を進め、更なる魅力向上を図る。
- ⑮ 日本銀行本店本館について、2016年(平成28年)6月に従来の英語にも対応した見学に加え、中国語のパンフレットを作成して多言語案内の充実を図った。また、2019年(令和元年)6月に見学のウェブ予約を開始したほか、2020年(令和2年)6月に見学エリアの拡張や展示リニューアルを行った。このほか、2020年(令和2年)6月にオンライン見学「おうちで、にちぎん」(本館の3D映像)を日本語・英語で公開したほか、2021年(令和3年)5月からオンライン見学講座「教室で、にちぎん」を開始し、国内外の学校に対して実施した。これら施策を継続し、その定着を図る。

(5) 外国人旅行者向け消費税免税店の拡大等によるショッピングツーリズムの推進

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度については、インバウンドの本格的な回復に向けて利用促進に取り組むとともに、免税品の海外への直送制度や、免税販売を行うことができる機能を有する自動販売機等に関して普及促進を図る。
- ② 関税、酒税、たばこ税及び消費税の免税を受けることができる保税売店について、これまで東京国際空港(羽田空港)及び成田国際空港内のカウンターで商品引渡しが行われる店舗が営業されてきたが、引き続き保税売店の市中展開の拡大に向け、保税売店で販売した商品の引渡しが可能な空港内カウンターの利便性の向上を図る。

(6) 大都市観光の推進

国民公園の一層の魅力向上に向け、新宿御苑については、開園時間の延長やライトアップ、入園料のキャッシュレス化、民間イベントでの活用、最新技術を活用した武家屋敷・皇室庭園としての歴史・文化の発信、来園者のビジネスユース需要に対応するためのワーケーション環境整備のほか、園内のガイドツアー造成に取り組む。皇居外苑については、都心における貴重な自然や景観、由緒ある歴史等が残る苑内を周辺地域や民間と連携して活用し、観光資源としての価値を高める。京都御苑については、文化資源アーカイブ構築に向けた取組を進める。

3 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備

(1) 国立公園の魅力向上とブランド化

- ① 「国立公園満喫プロジェクト」において、「ステップアッププログラム2025」等に基づき、民間事業者等の多様な主体と連携し、国立公園に国内外の利用者を呼び込み、保護と利用の好循環を形成するための取組を実施するとともに、34国立公園全体や国定公園にも取組の展開を図る。また、2022年(令和4年)4月から施行された「自然公園法(昭和32年法律第161号)」の自然体験活動促進計画・利用拠点整備改善計画制度を活用し、関係省庁や地方公共団体、観光関係者をはじめとする企業、団体等、幅広い関係者との協働の下、全公園への取組の展開を図る。
- ② 国立公園の多言語解説を外国人利用者目線で魅力あるものとして充実させ、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度を向上させるため、環境省において、観光庁事業と連携し、全34国立公園に加え国定公園及び長距離自然歩道等を対象に、国立公園等に関連する英語解説文を整備する。また、利用者ニーズを踏まえ、ICT等の先進的技術を活用して展示パネルや既存看板の多言語化、多言語対応の展示映像の制作等の媒体化により一体的な整備や魅力発信を行う。
- ③ 我が国の傑出した自然景観を有する国立公園において、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を実現するため、魅力的な自然体験コンテンツ等の充実や質の向上等を通じて受入環境を整備するとともに、ウェブサイト・SNS等や、旅行博等の機会を活用し、国立公園の魅力やコンテンツ等を紹介するなど、国立公園の利用を促進する。
- ④ 国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場を提供するため、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等、長寿命化対策等の事業を実施する。また、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援する。ビジターセンター等においては自然情報に加えて、周辺のアクティビティ情報や観光情報等を提供し、情報発信機能を強化するとともに、カフェ等の導入により滞在環境の向上を図る。また直轄野営場においてもPPP¹⁵/PFI¹⁶により、民間事業者による質の高いサービスを導入することで機能強化を図る。
- ⑤ 国立公園等における自然体験コンテンツの充実、野生生物の保全活動を組み込んだツアーの造成、人材の育成、ビジターセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、自然環境保全コストの一部を利用者負担とする仕組みの導入に向けた実証実験等を行う。その際、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等の多様な主体と連携して実施する。
- ⑥ 日本政府観光局グローバルサイト内に構築した国立公園ウェブサイトを活用して、デジタルマーケティング手法等による分析を踏まえ、サイトの改善やコンテンツの更なる充実を進め、戦略的に日本の国立公園の魅力を海外に情報発信する。
- ⑦ 関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会を中心に連携を図り、「ステップアッププログラム2025」等に基づき、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組を推進する。また、国有林を所管する林野庁との連携事業を実施する。さらに、多言語化の充実やコンテンツの造成等について国定公園に展開を図る。
- ⑧ 2020年(令和2年)7月に供用を開始した新宿御苑併設の国立公園情報発信拠点「National Parks Discovery Center」において、日本の国立公園の魅力を大画面で訴求する映像設備やデ

15 Public Private Partnershipの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

16 Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

デジタルを活用した体験型展示、国立公園案内カウンターやギャラリースペース、物販設備等を活用し、来園者に国立公園の魅力を発信する。

- ⑨ 国立公園の利用拠点において、国・地方公共団体・民間事業者等地域の関係者が連携してインバウンド増加に資する利用拠点計画を策定するとともに、同計画に基づき、跡地の民間活用を前提とした廃屋の撤去、インバウンド対応機能向上、地域文化が体感できるまちなみ改善等を同時一体的に実施する。これにより、利用拠点の景観改善、上質化を図り、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度向上を図る。
- ⑩ 国立公園を訪れる訪日外国人旅行者へのデジタルによる情報提供の強化により、より深い自然体験に誘うとともに、我が国の自然景観や生態系へ関心を深めることで、国立公園での滞在時間の延長や満足度の向上、同地のリピート利用を促す。2023年度(令和5年度)は、国立公園のビジターセンター等において、新たに2か所にデジタル技術を活用した多言語展示を導入する。
- ⑪ 民間提案による宿舎事業を中心とした国立公園の利用拠点の面的な魅力の向上に取り組むこととし、検討会での議論やサウンディング調査を踏まえ、事業を実施する地域・取組の強化を目指す。また、山岳地域における利用拠点である山小屋の高付加価値化に取り組んでいく。

(2) 国際競争力の高いスノーリゾートの形成

- ① スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、国際競争力の高いスノーリゾートの形成を促進し、インバウンド需要を取り込む必要がある。このため、スノーリゾートとしての中長期展望や利用者ニーズを踏まえ、スキー場の魅力が向上し、事業効果が地域に広く波及する投資を進めようとするスノーリゾートの取組を支援する。
- ② 日本政府観光局は、スキー人口が急増中の中国及び日本のパウダースノーへの興味・関心の高いオーストラリアにおいて、現地旅行会社との連携強化を図るとともに、旅行博への出展やオウンドメディアでの発信等を通じて、スノーアクティビティ及びウィンタースポーツに関する情報発信を継続的に行う。

(3) 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

- ① 地域に残る古民家等を上質な宿泊施設やレストランに改修する等、歴史的資源を中核として、地域資源の潜在価値を一体的に活用する観光地経営の実現を目指すため、面的に再生・活用する取組について、関係省庁による支援等を通じて、地域の担い手の発掘や磨き上げ、古民家や城、社寺等の歴史的資源の活用の更なる全国展開、滞在の多様化・高質化等を推進する。
- ② 2025年(令和7年)までに、質・量両面での取組を推進するため、「50地域の面的取組展開地域」を創出するとともに、「300地域の取組展開地域」を目指すべく、面的に再生させる取組を支援するとともに、城や社寺、古民家等における宿泊・滞在型コンテンツを軸に、地域資源をフル活用した面的な高付加価値化を推進しつつ、歴史的建築物等の再建築、情緒ある景観や賑わいの再現等に対して支援する。
- ③ 歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのウェブサイトで公表している支援メニュー集、歴史的資源の再生・活用成功事例集及び取組事例を更新するとともに、様々な案件に対応できるような内容の充実等を行い、関係省庁と連携した情報共有、会議等での全国の地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、農泊地域等による情報共有を広く行う。また、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームで運営するワンストップ窓口において、地域からの相談や要望に対応するとともに、専門家による現地視察や相談者へのヒアリン

グ等の支援を展開する。地域ごとの熟度に応じ、新規相談地域の掘り起こし、既存相談地域の継続的なフォロー及び磨き上げや観光まちづくりへと裨益するような支援等を行う。さらに、地域への横展開を図るために連携推進チームのウェブサイトで公開している成功事例集を充実させる。

- ④ 古民家等の活用による観光まちづくりを促すための応援制度の活用事例等について、地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修等において周知を図り、受入自治体・協力隊員双方へのサポートの充実等を図る。
- ⑤ 空き家、空き店舗、公的不動産(PRE)等の遊休不動産を地域資源として再生・活用するため、地域の関係者等が参画する会議を通じ、関係者間の連携体制を構築することで、地方における不動産証券化に精通した人材の育成と、質の高い不動産ストックの形成促進を図る。
- ⑥ 地域の活性化を加速化し、地域から全国へのボトムアップの成長に向け、事業立ち上げの各段階に応じて支援するため、2023年度(令和5年度)に創設された「ローカルスタートアップ支援制度」を通じて、古民家等を活用した事業の立ち上げを支援し、歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進する。
- ⑦ 開発許可制度における地域の実情に応じた既存建築物の用途変更の弾力化に係る技術的助言やその活用事例について、国や地方公共団体が参画する担当者会議等の場やウェブサイト等において周知していく。

(4) 文化観光の推進

a) 博物館・美術館等の文化施設の充実

- ① 文化資源の磨き上げ、多言語化・Wi-Fi・キャッシュレス環境整備等の利便性向上、国内外への宣伝、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援する。また、観光資源としても極めて有効な文化財について、デジタル技術を活用した多言語解説を観光施策と連携させつつ整備する。これらの取組を通じて、訪日外国人旅行者が文化財への理解を深め、満足度を向上できるような環境整備を着実に進める。さらに、東京国立博物館では、高精細複製品やデジタル技術・映像等を用いた体験型展示を行うなど、日本及びアジア諸地域等の歴史・伝統文化の理解促進に寄与する展示に取り組むとともに、国立博物館やその他の博物館等において、外国人目線に立った多言語対応等のインバウンド受入に資する環境整備等の充実に取り組み、それらの成果の横展開に努める。加えて、キャッシュレス環境整備等の利便性向上に努める。
- ② 国内外の来館者に博物館・美術館が有する多様な文化資源の魅力を発信するため、障害者、子供、高齢者、外国人等を対象とした鑑賞支援やハンズオン、参加・体験型プログラム、講座やワークショップといった教育普及事業のオンライン配信等を推進する。また、国立博物館や国立劇場等において、ニーズを踏まえた開館時間の柔軟な設定、SNS等を活用した国内外への積極的な情報発信等、より快適な鑑賞環境の充実等に取り組み、その成果に助言等の求めがあれば応じる。さらに、各地のミュージアムが持つ文化資源の魅力を伝えるため、国立博物館等において、地方館への収藏品貸与の促進事業や文化財の保存・活用に関する助言・協力に取り組み。加えて、文化財情報資源のデジタル資源化や情報データベースの構築等を促進することにより、文化財が持つ魅力や価値を引き出すとともに、博物館に来訪できない人も含め、人々が場所や時間にとらわれず文化に触れる機会を提供し、文化への社会的な理解を促進する。
- ③ 我が国の文化拠点である博物館や劇場・音楽堂等が行う文化芸術活動への支援を通じて、子供、高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等が実演芸術に気軽に触れることができるよう、バリアフリー・多言語対応、学校や地域との連携を促す。また、芸術系大学等の資源を活用して文

化芸術活動を担う人材の育成を図る。

- ④ 国や国立博物館等が有する地域ゆかりの文化資産を活用し、訪日外国人旅行者にもわかりやすく魅力的に地域の歴史・文化等を発信する各地域の博物館等の取組を支援し、訪日外国人旅行者の地方への誘客や満足度の向上等地域活性化を図る。

b) 文化観光拠点等の整備

- ① 文化についての理解を深めることを目的とする観光を推進するとともに、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行を満喫できる環境を整備するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号)」に基づき認定された観光地や拠点を含む地域における、多言語対応、Wi-Fi・キャッシュレス環境整備、バリアフリー化等の受入環境整備に係る取組を支援する。
- ② 文化資源を中核とする観光拠点・地域を整備するため、文化観光拠点・地域の整備の促進、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行う。また、地域における文化財の総合的な保存・活用の取組を支援する。
- ③ 文化観光の推進に関する好事例を収集・分析し、関係者に広く周知すること等により、事業の支援・充実を図る。

c) 文化資源の観光資源としての魅力の向上

- ① 観光旅行者が我が国の「たから」である文化財の魅力をもっと感じられるよう、文化財の適切な周期による修理・整備や健全で美しい状態に回復するための美装化等への支援を行う。また、文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(Living History)を支援するとともに、訪日外国人旅行者を含め、全ての人がわかりやすい文化資源の解説作成や多言語化への支援にも取り組む。さらに、美術館・博物館等の文化施設において、夜間開館をはじめ、観光活用を促進する取組に対し支援する。加えて、歴史的資源を活用したまちづくりへの支援として、文化財の宿泊施設やユニークベニュー等への活用を推進する。このほか、文化財を活用した観光の充実を図るため、文化財の活用への支援に際して観光旅行者数を考慮するとともに、修理現場の公開や修理機会を捉えた解説整備への支援にも引き続き取り組む。日本遺産については、日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げを促進するための支援の充実等、日本遺産を活用した継続的な取組を推進する。
- ② 博物館等に勤務する管理職を対象とした「トップマネジメント研修」、学芸職を対象とした「パブリック・リレーションズ研修」、行政の博物館担当職員や初任者を対象とした「文化をつなぐ研修」を実施し、文化観光、インバウンド拡大、地域連携、デジタル化といった、博物館における今日的課題への対応と発信に取り組む人材を育成する。また、国立文化施設においても、学芸員等を対象とした研修・講座を開催し、国立文化財機構では博物館・美術館等保存担当学芸員研修(基礎コース・上級コース)等を実施、国立美術館ではキュレーター研修を実施するなど、研修や講座の拡充に努め、各地の博物館関係者の人材養成や、観光含む多様な分野との連携等に資する取組を行う。

d) 文化財の保存・継承

- ① 国宝・重要文化財(建造物、美術工芸品)、史跡名勝天然記念物について、適正な修理周期で修理するために必要な事業規模の確保を図った上で適切な保存修理等を実施する。また、防

災施設整備や耐震対策を充実させることで、その価値を損なうことなく次世代に継承するとともに、観光資源としての活用も図る。さらに、修理現場の公開や解説設備の設置、来訪者の便益施設の充実等を促進する。加えて、文化財の保存・活用における多様な資金調達の活用を促進する。

- ② 国宝・重要文化財(建造物)、登録有形文化財建造物、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区等の有形文化財において公開のための施設整備の充実や耐震対策、修理・整備を促進し、安全な公開・活用を図る。また、文化財の特性に応じてバリアフリー化を促進し、快適性や安全性を高める。
- ③ 文化財保存活用地域計画等の作成及び計画に基づく事業の推進を支援することで、地域の多様な豊かな文化資源を活用した経済活性化、人材育成、まちづくり等に資する取組や観光拠点の整備を促進し、観光振興・地方創生等に向けた対応を強化する。
- ④ 【再掲】第Ⅲ部第2章第1節7(6)

e) 世界遺産の推薦及び保存・活用

- ① 世界自然遺産の候補地として推薦していた「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が、2021年(令和3年)7月の世界遺産委員会にて世界遺産一覧表へ記載することが決定し、我が国では、「屋久島」、「白神山地」、「知床」、「小笠原諸島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の5地域が自然遺産として世界遺産一覧表に記載された。これらの地域では、科学的知見に基づき、地域関係者との合意形成を図りながら、遺産価値を維持するための保全管理の充実に取り組む。また、各遺産地域に持続可能な観光利用を推進するための拠点施設を整備し、引き続き関係機関と連携して必要な取組を進める。
- ② 世界に誇る我が国の文化財について、引き続き世界遺産への登録に向けた推薦を行う。また、登録された文化遺産については、観光旅行者の急増に対応した適切な保存の取組だけでなく、世界遺産のブランド力等を活用した地域活性化の取組に対しても支援を行う。

f) アイヌ文化の魅力の発信

アイヌ文化の復興・創造等の拠点である民族共生象徴空間(ウポポイ)について、国内外から多くの人々が訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体感し、民族共生の理念に共感してもらえるよう、年間来場者数100万人を目指し、更なるコンテンツの充実、誘客促進に向けた広報活動等に取り組む。

g) ナショナル・トラスト運動等の民間取組の推進

国民的財産として後世に継承すべき産業・文化遺産や自然等の観光資源を保存・活用するナショナル・トラスト運動について、公開や利用に力点を置いた活動を奨励する。また、自然環境に係るナショナル・トラスト活動の一層の促進のため、関連する情報の発信や、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平成26年法律第85号)」の運用を図る。さらに、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく文化財保存活用支援団体の指定を促し、民間団体による地域の文化財の保存・活用のための取組を推進する。

(5) スポーツツーリズムの推進

- ① スポーツによるまちづくりを推進していくため、スポーツツーリズムを中心にスポーツを活用したまちづくりを推進する「地域スポーツコミッション」の「質の向上」に向け、新たな事業

展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、基盤となる人材の育成・確保の取組を推進する。

- ② 日本発祥・特有の武道や、日本の特色ある自然資源を活用したアウトドアスポーツ等の地域スポーツ資源を活用した優良なスポーツツーリズムコンテンツを創出するため、実証モデルの選定、実施と効果検証を行う。また、デジタル技術を活用したプロモーションを実施し、セミナー等を通じて、収集・分析したデータの利活用を促進することでスポーツツーリズム・ムーブメントを創出する。
- ③ 日本政府観光局のウェブサイトにおいて、スノー、ダイビング、ハイキング・トレッキング、サイクリング及びゴルフの各テーマによるアウトドアスポーツ特設ページの情報拡充や特設ページ誘引のためのオンライン広告等を実施する。なおアウトドアスポーツは、アドベンチャータラベルのコンテンツと親和性が高いため、よりアドベンチャータラベル関心層への訴求効果を高めるべく、専門媒体等を活用した情報発信を行う。また、日本政府観光局は、アウトドアスポーツツーリズムに特化したメディアやインフルエンサー、旅行会社等の招請事業を行い、日本のアウトドアスポーツツーリズムを総合的に発信する。
- ④ 世界水泳選手権2023福岡大会・世界マスターズ水泳選手権2023九州大会や第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西等、今後日本で開催される大規模国際競技大会の円滑な開催に向けて必要な支援・協力を行う。

(6) 農泊の推進

a) 滞在型農山漁村の確立・形成

- ① 農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の整備、食や景観を活用した観光コンテンツの磨き上げ、ワーケーション対応等の利便性向上、国内外へのプロモーション等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等を一体的に支援する。
- ② 農泊(農山漁村滞在型旅行)を推進する地域において、多様な地域の食とそれを支える農林水産業や特徴のある風土、伝統文化等の魅力で訪日外国人旅行者を誘客する重点地域を農林水産大臣が「SAVOR JAPAN¹⁷」に認定し、官民が連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する。また、認定地域関係者の知識習得や地域間のネットワーク化を目的とした研修会や情報交換会等の開催及び食体験コンテンツのOTA¹⁸への掲載等の支援に加え、日本政府観光局等と連携した海外発信を効果的かつ一元的に行うとともに、和食のユネスコ無形文化遺産登録10周年といった機会の活用や動画作成等情報発信に取り組むことで訪日外国人旅行者の誘客を強化する。

b) 農山漁村の地域資源の活用支援

- ① 「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村が潜在的に有する地域資源を引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として選定する。また、全国レベルでの情報発信に加え、交流会等を開催し、これまでの選定地区の取組の更なる発展や拡大とともに、農山漁村の地域住民の

¹⁷ 農泊地域において、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で、訪日外国人旅行者を誘客する重点地域を農林水産大臣が認定し、官民で連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組。SAVORに、日本の農山漁村の食や食文化を深く味わう・楽しむという意味が込められている。

¹⁸ Online Travel Agentの略。インターネット上だけで取引を行う旅行会社。

意欲及び機運向上を図る。

- ② 世界農業遺産・日本農業遺産、世界かんがい施設遺産の観光地としての魅力発信について、ウェブサイト及びSNS等を活用した認知度向上や、環境や教育に関心の高い層が集まるイベントへの出展、交通広告を通じた農業遺産のブランド価値向上を推進するとともに、情報発信手法に関する研修会の開催等を通じて認定地域の観光振興等を促進し、農山漁村地域の振興を図る。
- ③ 農泊等と連携した農村地域でのジビエ利用拡大を図るため、処理加工現場でのOJT、プロモーションによる情報発信・需要開拓、ジビエを取り入れた食事メニューや商品の開発、加工製造設備の導入等の支援を行う。また、ジビエ料理・商品を活用した旅行商品の造成に官民が連携して取り組む。

(7) 地方誘客に資する各種のコンテンツ整備

a) 地域に根差した観光資源の磨き上げの推進

訪日外国人旅行者の地方誘客や観光消費の拡大を促進するため、地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)、地域の民間事業者等を対象に、地域に根差した観光資源磨き上げの取組を支援する。

b) コンテンツ連携による広域的な周遊観光の促進

訪日外国人旅行者の消費額の増加及び滞在の長期化を促進させるため、「旅全体を通じて一貫したストーリーを有する長期滞在ツアー」の造成等により、ストーリーに沿ったコンテンツの連携促進の手法を検証し、その結果を観光関連事業者等に横展開する。

c) 医療や健康増進と連携した観光の推進

観光庁は厚生労働省と連携し、地域の医療と観光資源を活用した外国人受入¹⁹を推進するため、モデル実証を通じて、プラン造成、医療機関の受入体制構築、プロモーションや海外販路拡大等の取組を支援する。

d) サイクルツーリズムの推進

- ① 走行環境の整備やサイクルトレイン・サイクルバスの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等を官民が連携して行うことにより、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、国内外へのPR等を行い、サイクルツーリズムを推進する。
- ② 移動そのものを楽しむ観光列車の魅力在海外に情報発信し、訪日外国人旅行者の来訪促進をするとともに、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレインの導入を促進する。

e) インフラツーリズムの推進

- ① ダム、橋、港、砂防、歴史的な施設等、世界に誇る土木技術等を周辺自然環境と合わせて観光資源として活用し、地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。地域観光資源と連携した旅行商品の造成、持続可能な運営体制の検討及び受入環境整備を実施するとともに、インバ

¹⁹ 粒子線治療によるがん治療等の国際競争力の高い分野において、国内患者の診療に影響を及ぼさない範囲での外国人がん患者の受入を含む。

ウンドに対応するため、インバウンド向けツアーのプロモーションや海外に向けた情報発信等を実施する。

- ② 日本の魅力を発信するため、日本政府観光局のウェブサイトやSNS等を活用し、一般に公開・開放されている公的施設やインフラの情報について、海外への情報発信を継続する。

f) 離島地域等における観光振興

- ① 離島地域にある資源を活用し、未来を担う子供・若者や旅行者らが離島へ向かう流れを活性化するため、ウェブサイト、SNS等で離島の情報を発信する取組やデジタル等の新技術を活用する取組、関係人口の創出に向けた取組、小規模離島等の生活環境を改善する取組を実施する地方公共団体を「離島活性化交付金」により継続的に支援する。また、半島地域においては、地方公共団体やNPO等の多様な主体が連携し、地域資源や特性を生かして交流事業を実施するなど、地域間の交流促進等に向けた取組について支援するとともに、半島製品の発掘、販路拡大等のための官民連携体制構築に必要な実証調査を行う。
- ② 観光資源としての魅力を有するフェリー、旅客船、遊覧船、クルーズ船等が、観光旅行者に幅広く活用され、インバウンドの早期回復につながるよう、海事観光コンテンツの磨き上げや受入環境整備の一体的な実施等、船旅の更なる魅力向上や地域経済効果の最大化に資する取組を行う民間事業者等を支援する。
- ③ 訪日観光のポテンシャルを有している海洋周辺地域への訪日観光を促進し、魅力向上を図るため、地方公共団体等が行う旅行者のニーズの変化を捉えたツアーやイベント等の観光コンテンツの磨き上げや関連する受入環境整備を支援する。
- ④ ポストコロナを見据え、引き続きクルーズ船受入のための係留施設等の整備を推進する。また、沖縄の美しい自然及び文化を生かし、訪日外国人旅行者の受入体制強化や独自の観光メニューの提供への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」や「新たな沖縄観光サービス創出支援事業」等を通じた沖縄観光の強化を図る。
- ⑤ 特定有人国境離島地域における滞在型観光を促進するため、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」により、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・航空券又は旅行商品の企画、開発及び普及、旅行商品等に組み入れられる着地型観光サービスの質の向上及びその提供を担う人材の確保育成や地域連携等を図る取組への支援を強化する。
- ⑥ 北方領土隣接地域において、豊かな地域資源を生かした体験型・滞在型観光及び広域観光の推進を図るとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた交流・関係人口の創出・拡大に取り組む。また、北方領土の情報及び北方領土隣接地域の魅力をSNS等の各種媒体を通じて発信することで、北方領土隣接地域への訪問者の拡大を図るとともに、特に若い世代の関心を喚起する観点から教育旅行の誘致を促進する。

g) 旅客航路の観光利用促進

「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」の更なる普及促進を図るため、フェリー・旅客船事業者に対し、「フォーマット」及び「簡易作成ツール」について、地方運輸局、業界団体等を通じて周知を行い、「MaaS²⁰ 関連データの連携に関するガイドライン Ver.3.0」(2023年(令和5年)3月改訂)に則り、事業者へのデータ整備支援を通じて、航路情報のオープンデータ化を

²⁰ あらゆる乗り物を、ITを用いて結びつけ効率よく便利に移動できるようにするシステム。

推進する。

4 訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進

消費額の増加、地方への誘客をより重視するという観点から、訪日旅行における消費単価が高い高付加価値旅行者の地方誘客を促進するため、全国11地域のモデル観光地に対し、地域経営主体の構築、マスタープランの策定、ハイエンドコンテンツの造成、人材育成等の取組の支援を総合的に講じていくとともに、日本政府観光局に専門組織を設置し、高付加価値旅行市場に対する海外セールス強化、デジタルマーケティングの活用等に取り組む。

5 戦略的な訪日プロモーションの実施

(1) 我が国の観光の魅力の戦略的な発信

a) オールジャパンによる訪日プロモーションの実施

- ① 日本政府観光局は、各市場の動向分析、外国人アドバイザーや現地PR会社の活用等により各市場のニーズを把握し、外国人に人気の高いコンテンツの発信をはじめ、現地目線でのプロモーション展開を市場ごとに行う。また、現地メディア及び同メディアの駐日事務所等とのネットワークを活用し、日本の観光の魅力を発信する。
- ② 日本政府観光局において重点市場を対象に実施した2021年度(令和3年度)と2022年度(令和4年度)の定量調査結果の比較分析を行い、新型コロナウイルス感染症の影響による各市場の海外旅行・訪日旅行動向の変化を把握することで、きめ細やかなプロモーションを展開する。
- ③ 訪日外国人旅行者に対して、訪日意欲を促進するため、日本政府観光局はデジタルマーケティングを活用し、個別の興味・嗜好等に合致する観光情報を発信することで、効果的なプロモーションにつなげる。
- ④ 日本政府観光局が中心となり地方の空港関係者等と連携しながら国際商談会に参加するなど、復便や新規就航を働きかける。また、新規就航・復便を行う航空会社と日本政府観光局の共同プロモーション等を行う。
- ⑤ 日本政府観光局、日本貿易振興機構(JETRO)、日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)が、それぞれの有する知見や業界関係者とのネットワーク、海外の消費者への訴求力等の強みを生かして相互に連携し、訪日旅行の魅力発信を行う。

b) 新規訪日層の開拓

- ① 日本政府観光局は、欧米豪市場を中心に存在する「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認識していない層」に対して、海外旅行のきっかけとなる興味・関心(パッション)に応じた広告を展開し、旅行先としての日本の認知度を高め、新規訪日層の開拓を図る。認知促進にあたっては、市場別により効果的な手法でオンライン広告を配信し、同キャンペーンサイトへの流入を促すことで、DESTINATIONとしての日本の認知度向上を目指す。
- ② 日本政府観光局は、新重点市場(北欧地域)を含む重点市場において、早期のインバウンド回復に向けて機動的にプロモーションを展開する。また、準重点市場(ブラジル、ニュージーランド、オランダ、スイス等)において、レップオフィスを通じた市場動向の把握に努めるとともに、引き続き試行的プロモーションを行う。さらに、拠点となる日本政府観光局現地事務所の設置準備を北欧地域(ストックホルム)において進める。

c) アジアのリピーター層の再訪日意欲喚起

- ① 日中韓で連携したプロモーションの実施等により、ウィズコロナ・ポストコロナにおける東アジア域外からの旅行者を日中韓に誘致する。
- ② 2022年度(令和4年度)までにアジア10市場(韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム)向けに制作した動画等を活用して、旅行先としての日本の更なる認知拡大を図る。あわせて、新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ訪日需要を速やかに回復させるため、OTAと連携した販売促進プロモーション、メディアやインフルエンサーの招請に加え、SNS上で訪日旅行に関する口コミを拡散させるためのキャンペーン等を行う。
- ③ 旅行者の国際的な往来再開に伴い、2023年度(令和5年度)も引き続き「訪日観光意見箱」を運用する。中国語(簡体字・繁体字)及び韓国語に対応したウェブサイトを活用し、特にリピーターの多い東アジア地域(韓国、中国、台湾及び香港)からの旅行者の訪日観光に関する意見の収集・分析をするとともにそれらの意見に対応することで、旅行者の更なる満足度向上を図る。

d) 地域の魅力の海外発信

- ① 海外を含めたクリエイティブな人材や民間投資を惹きつけるため、官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームに対し、地域のシティプロモーションを支援することで、日本の都市の魅力発信を推進する。
- ② 総務省、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁、国際交流基金(JF)、日本政府観光局等の関係省庁・機関が連携して、地方公共団体、国内外の事業者等の関係者とも幅広く協力し、新型コロナウイルス感染症による影響・変化も踏まえつつ、地域の魅力を伝えるコンテンツの海外展開を強化する取組への支援をオンライン等も活用して行う。これらの取組により、コンテンツの海外展開を通じ、世界に向けて日本の自然、文化、地場産品・農産品等をはじめとする日本各地の魅力を効果的に発信し、我が国に対する関心・需要の喚起を図る。

(2) 大規模イベントを活用した情報発信

a) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)を契機とした対外発信

- ① 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)は、日本が観光立国としての魅力を世界に発信していく上で極めて重要な機会であり、大阪・関西のみならず日本全国で連携して施策を進めていく必要がある。大阪・関西万博を機に、日本全国に足を運び、各地で食や文化等の体験や滞在をしてもらうことで、日本のそれぞれの地域の魅力を認知してもらい、インバウンドの拡大や地域振興を実現する。具体的には、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会や観光地域づくり法人(DMO)、地方公共団体等と連携した、広域周遊を含むモデルコース・特別な体験の創出や、観光コンテンツの充実化等を集中的に実施するとともに、日本政府観光局等と連携した、海外旅行会社の招請による大阪・関西万博をテーマとする旅行商品造成の促進等、海外への訪日プロモーションを推進する。
- ② 全国58地域で交付している地方版図柄入りナンバープレート及び、全国を対象に交付している全国版図柄入りナンバープレートの普及を図るとともに、これらのナンバープレートの寄付金を活用した地域・観光振興、交通サービスの改善等を推進する。また、2023年(令和5年)10月より新たに10地域で交付開始予定の地方版図柄入りナンバープレートの準備を進める。さらに、2022年(令和4年)10月より交付を開始している、大阪・関西万博特別仕様ナンバー

プレートについて、引き続きの普及促進活動を通じて2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開催の機運の醸成等へ寄与する。

b) 2027年国際園芸博覧会に向けた対外発信

- ① 2027年国際園芸博覧会に向けて、我が国の高品質な花きや、いけばな、盆栽及び日本庭園等の伝統的な文化・技術を、各国への参加招請活動及び他国での国際園芸博覧会等の機会を通じて情報発信する。
- ② 日本の伝統的な造園技術を活用した海外での庭園の整備等を通じ、日本の有する造園文化や魅力を発信することで、訪日需要の喚起につなげる。

c) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー活用

ホストタウン交流等で培ってきた地方公共団体と相手国との間での良好な関係を支援し中長期的に発展させ、地方公共団体の相手国への情報発信力を高め、インバウンド誘致や地方製品のプロモーションを支援する。

(3) 各分野と連携した情報発信

a) 大使・総領事の公邸等を活用した観光プロモーション等の推進

- ① 在日インフルエンサーを含め、重点市場におけるインフルエンサーを招請し、日本の魅力や訪日観光情報を戦略的に発信する招請事業を実施する。また、在外公館等において運用しているSNSアカウントを活用して、外務省、日本政府観光局、地方公共団体、現地メディア等が発信した日本情報(観光・文化・歴史・トレンド等)のコンテンツを再発信するとともに、任国の嗜好・トレンドを踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信し、日本への関心・理解の促進を図る。
- ② サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルスという世界3都市に設置されたジャパン・ハウス各拠点において、日本の多様な魅力や政策・取組をこれまで日本に関心のなかった人々を含む幅広い層に対して発信し、インバウンドの観光需要を促進する。そのために、リアル、バーチャル、ハイブリッドの展示・イベントを活用しつつ、引き続き日本の地方公共団体、地元の企業やアーティスト等とも連携して企画・実施していく。
- ③ 外務省と地方公共団体等との共催で、駐日外交団、外国商工会議所等に対し、各地方公共団体がそれぞれの特色・施策(産業、観光等)に関する情報を発信するセミナーを2023年度(令和5年度)内に1回実施する。また、外務省と地方公共団体等との共催で、文化・産業・観光施設等の視察や自治体首長との意見交換等を通じ多様な魅力を直接体験し、海外に発信してもらうことを目的とした駐日外交団による地方視察ツアーを同年度内に約4回実施する。
- ④ 外務大臣と地方公共団体の首長との共催で、駐日外交団等を外務省飯倉公館に招き、地方の多様な魅力を内外に発信する事業を2023年度(令和5年度)内に2回実施する。

b) クールジャパンの海外展開

- ① 日本貿易振興機構(JETRO)は異業種連携による地域資源を活用した地域製品の輸出やインバウンド促進支援の一環として、地域製品の海外展開を通じた産地のアピールを行う。また、海外での地域製品の認知度を高めるため、これらの魅力が一層伝わるよう、バーチャルを含めた製造現場の視察や産品に触れる機会を海外バイヤー等の有識者に提供する。
- ② 伝統的工芸品の産地の風景や工房で職人が制作する様子を撮影した動画を英語字幕付きで作

成し、YouTubeや展示会等で配信すること等を通じて産地をPRし、伝統的工芸品の需要と産地の活性化につなげる。

- ③ 【再掲】第Ⅲ部第2章第1節3(6)
- ④ 【再掲】第Ⅲ部第2章第1節9①
- ⑤ 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)の出資を通じ、大阪城公園内における劇場業種型の文化施設において多彩な日本のエンターテインメントを発信する事業に対して支援を行う。
- ⑥ 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)の出資を通じ、瀬戸内7県の広域連携DMOと連携して、インバウンド需要を取り込む事業に対して支援を行う。また、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)」に基づき、観光資源を生かして地域経済を牽引する事業についても、地域未来投資促進税制等により設備投資等を後押しする。

c) 日本文化に関する情報の総合発信

- ① 城、社寺、古民家等の歴史的資源を活用したユニークな宿泊施設(城泊や寺泊等)や街並み、地域に関する情報について、日本政府観光局のウェブサイトや動画コンテンツ等を通じて、海外への情報発信を行う。
- ② スポーツ庁、文化庁及び観光庁が連携し、スポーツや文化芸術資源の融合により、新たに生まれる地域の魅力を国内外に発信し、訪日外国人旅行者の増加や国内観光の活性化を図るための取組として「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施する。また、環境省及び旅行業界等とも連携し、各分野の有識者を交えたセミナーの開催等による情報発信を行うことで、スポーツや日本遺産、国立公園等の資源を複合的に活用し、魅力的な旅行商品の造成を促進する。
- ③ 【再掲】第Ⅲ部第2章第2節2(2)e)①
- ④ 在外公館及び国際交流基金(JF)が、各国において伝統文化、ポップカルチャー、地方の魅力や和食等、様々な分野に関する事業を行うことにより、日本の多様な魅力を海外に積極的に発信し、諸外国の日本に対する興味・関心を高める。また、各国で本格化しつつある観光客誘致に向けた取組において有利な環境の創出に資する事業を効果的に実施し、訪日需要を喚起する。さらに、日本政府観光局とJFは連絡会議を定期的を開催することで更なる連携拡大の可能性を協議するとともに、日本政府観光局が実施する訪日プロモーション事業に、JFの文化芸術交流・日本語教育・国際対話事業等の機会やJFの持つコンテンツやネットワークを活用するなどして連携事業を実施する。こうした取組を通じ、市場ごとのターゲットに合わせた情報発信を行うことで、訪日需要の喚起及び消費の拡大を促進する。加えて、文化、伝統、科学、技術等様々な分野で「日本ブランド」を体現する専門家による講演、実演及びワークショップ等を海外において実施することで、地方の観光資源を含む日本の多様な魅力を発信し、親日層の拡大と訪日客誘致につなげる。

d) 日本食・日本食材等の海外への情報発信

- ① インバウンドの回復に向けて、訪日外国人旅行者が帰国後も日本食・日本産食材を消費・購入できるように、海外で日本産食材を積極的に使用する飲食・小売店を「日本産食材サポーター店」として認定する取組を推進するとともに、日本産食材サポーター店等と連携した日本産食材等の需要喚起のためのプロモーションを支援する。
- ② 日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向けた商談会、サンプル展示ショールームの設置、見

本市等への海外バイヤーの参加促進によるビジネス機会の更なる創出を行う。

e) 国際放送による情報発信の強化

「放送法(昭和25年法律第132号)」に基づきNHKにテレビ国際放送の実施を要請することにより日本の文化・産業等の情報や魅力を世界に発信するとともに、国内外における周知広報や受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を推進する。

f) 外国報道関係者の招へい等を通じた対外発信

首都圏及び地方取材のための外国メディア関係者の招へいや、在京外国メディア向けプレスツアーを実施し、海外メディアによる日本の魅力発信を支援する。また、地方創生の取組も紹介し、海外への地方の魅力発信を促進する。新型コロナウイルス感染症の影響により実際の招へいが困難な時期に導入したオンラインでの取材も引き続き活用する。

g) 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供

- ① 公益社団法人日本観光振興協会において、国内観光情報ウェブサイト「全国観るなび」を「JAPAN 47 GO」として全面的に刷新し、国内旅行者に加えて、訪日外国人旅行者に対しても、魅力ある季節情報及び行事・祭事情報をはじめとした、精度・鮮度の高い観光情報の提供を強化するとともに、手動翻訳による正確な英語での発信を図る。また、将来的には、AI翻訳の精度を踏まえ、多言語(英語、中国語及び韓国語)での正確な情報提供に向けて検討を進める。
- ② 全国各地の文化財とその地域の魅力について、外国人目線で作成する多言語解説や高精細画像・動画等のデジタルコンテンツを拡充し、日本政府観光局のウェブサイトから訪日外国人旅行者誘客に資する一元的な情報発信を行う。また、高付加価値旅行を意識したウェブサイトの更なる磨き上げとデジタルマーケティングの強化を推進する。

6 MICEの推進

(1) 新型コロナウイルス感染症による変化を踏まえたMICE誘致・開催の意義の発信

新型コロナウイルス感染症の影響で、MICE、特に国際会議の開催形態や外部環境が大きく変化したことを踏まえ、MICE開催による総消費額及び経済波及効果を測定する「MICE簡易測定モデル」の改訂に向けたMICEに係る消費相当額の再算出調査を行う。また、経済効果以外のMICE開催の意義についても、新型コロナウイルス感染症による状況変化も踏まえ順次改めて整理しつつ、国内関係者に発信する。

(2) 政府一体となったMICE誘致・開催

- ① 政府として各種国際会議を積極的に再開・開催するとともに、様々な分野でMICE誘致・開催への働きかけや支援を行うなど関係省庁が連携し政府一体となったMICEの誘致・開催への支援を進める。
- ② MICE推進関係府省庁連絡会議において、MICE推進関係府省庁における施策の連携強化等を図る。また、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)会期中に開催されるMICEと大阪・関西万博との連携を図るとともに大阪・関西万博を契機としたMICE誘致のあり方について、官民関係者で意見交換等を行う。

(3) MICE開催地としての地域の魅力向上・発信

- ① 国際会議等のレセプションやインセンティブ旅行を積極的に受け入れている施設について、会議主催者や全国のコンベンションビューロー等に情報発信することで公的施設等のユニークベニューとしての活用を促進する。また、開催地のコンベンションビューロー等と会議主催者の連携によるユニークベニューの活用支援や、インセンティブ旅行向けのユニークベニューの新たな活用等への支援を行い、新規施設の掘り起こし及び既存施設の活用事例の蓄積により、MICE開催地としての各地域の魅力向上を図る。
- ② 国際会議については、開催地における実地参加者数の増加や開催効果の拡大、広域連携による魅力向上に資するエクスカーションやテクニカルビジット等への先進的な取組に支援を行うとともに、インセンティブ旅行については、魅力的なコンテンツの開発のための支援やPR動画等の作成を行い、それらの成果を横展開すること等により、MICE開催地としての各地域の魅力向上を図る。

(4) 日本政府観光局等によるMICE誘致活動の強化

- ① 日本政府観光局において、2024年(令和6年)3月までに、東アジア・東南アジア市場において現地のインセンティブ旅行を取り扱う有力な旅行会社等と日本側コンベンションビューロー、ホテル等を集めたインセンティブ商談会を3年ぶりに実地開催する。
- ② 日本政府観光局において、ポストコロナのMICE需要回復に向けて、オンライン広告やウェブサイト、SNS等を活用し、日本のサステナビリティの取組や付加価値のあるインセンティブ旅行コンテンツ、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)関連情報等を継続的に発信する。
- ③ 日本政府観光局において、国際的に有力なMICE主催者との関係を強化し、MICEデステーションとしての日本のプレゼンスを向上させる観点から、2023年(令和5年)4月にIAPCO(国際PCO協会)とデステーション・パートナーシップ協定を更新し、IAPCOのネットワークを活用した情報発信や、人材育成プログラムにおける連携を引き続き行う。また、ICCA(国際会議協会)、MPI(MICE専門家が加盟する国際非営利団体)、SITE(インセンティブ旅行業界の世界的な発展をめざす国際団体)等、MICE国際団体のネットワークを活用し、情報発信や情報収集を行う。
- ④ 日本政府観光局において、引き続きデータ連携システムを活用し、オンライン及びオフラインのマーケティング活動により収集・蓄積した各種データを組織内に適時共有するとともにウェブサイトとの連携を行い、新たな国際会議やインセンティブ旅行のセールス情報の獲得等、MICE誘致力の強化を図る。
- ⑤ MICE誘致のノウハウが不足しているが、誘致には積極的な都市に対し、コンサルタントによるトレーニングプログラムを実施し、ポストコロナにおける国際会議等のMICE開催件数の早期回復を図る。

(5) MICE誘致の国際競争力の向上のための基盤整備

- ① 日本政府観光局において、学協会へのセールスアプローチを積極的に実施し、日本政府観光局及びコンベンションビューローの支援スキームの情報発信を行うとともに、日本政府観光局の活動の認知度向上を図る。また、MICEアンバサダーを活用した広報・広告を行うとともに、地域の拠点大学・研究機関等の潜在的な国際会議主催者及び学協会事務局との連携を強化する。これらの取組により、国際会議誘致件数の拡大を図る。
- ② 共同主催国際会議の募集に関する周知等で構築してきた日本学術会議及び日本政府観光局と

の協力体制をより一層深め、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催に向けた取組を促進する。

- ③ MICE開催地におけるサステナビリティへの取組について世界的に関心が高まっていることを受け、国内のMICE推進都市における取組を促進し、国内のMICE誘致競争力の向上を図るため、MICEにおけるサステナビリティの国際的評価指標及び認証制度等について調査や取得を通じた実証等を実施する。また、MICE開催地のCO2排出量算定モデルの開発に取り組む。
- ④ 日本政府観光局において、体系的人材プログラム(初級・中級・上級セミナー)の内容の充実を図り、新型コロナウイルス感染症を契機としたデジタルリテラシーやサステナビリティ等、新たなニーズにも対応する専門人材の育成に取り組む。また、国際会議主催者やコンベンションビューローの国際会議誘致活動等に対し、効果的な提案書の作成やプレゼンテーションに係るコンサルティング等の支援を強化する。
- ⑤ MICE施設へのコンセッション方式導入を促進するため、地方公共団体に専門家を派遣し同方式導入に向けた課題の調査を実施する。また、MICE施設運営に関わる民間サウンディングを容易にするプラットフォームを作成する。

(6) 国際仲裁の活用による訪日促進

国際セミナー・シンポジウムの積極的開催、海外への広報活動等を通じて、クロスボーダー取引をめぐる紛争解決の拠点としての日本の魅力を海外に対して広報することにより、海外から多くの仲裁人・仲裁代理人等の関係者を日本に呼び込む。

7 IR整備の推進

2022年度(令和4年度)から行われてきた外部有識者からなる審査委員会での十分かつ丁寧な審査の結果、大阪の区域整備計画について「認定し得る計画」と評価されたことを踏まえ、2023年(令和5年)4月に同計画について認定がなされたところ、「特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)」に基づき、計画の実施状況の評価や事業者からカジノ事業の免許の申請がなされた場合における厳正な審査等、大阪IRの開業に向けて必要となる手続を実施する。また、長崎の区域整備計画については、引き続き、外部有識者からなる審査委員会での審査を行う。

8 インバウンド受入環境の整備

(1) 交通機関の整備・外国人対応

a) 快適な旅を実現する環境の整備

- ① 新幹線、高規格道路、国内航空等の高速交通網を活用し、三大都市圏をはじめとする大都市圏と地方、また、地方と地方をつなぎ、快適な旅を実現する環境を整備し、訪日外国人旅行者も含め地方への流れを創出する。
- ② バスタプロジェクトの全国展開を推進する。その際、民間ノウハウを活用しつつ効率的に整備・運営するため、官民連携での整備・運営管理を可能とするコンセッション制度等を活用しつつ、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaS等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とする。
- ③ 英字を併記した規制標識「一時停止」等、国民及び訪日外国人旅行者の双方にとってわかりやすい道路標識を更新等に合わせて順次整備していく。
- ④ 移動そのものを楽しむオープントップバス等の導入を促進する。
- ⑤ 全国の観光列車が持つ魅力を紹介する日本政府観光局ウェブサイトの掲載内容の充実によ

り、地方への訪日外国人旅行者の流れの創出を図る。

- ⑥ 北海道において、JR北海道と道外の事業者が連携して、例年観光のピークを迎える夏季に観光列車の運行を実施する取組を継続する。

b) 航空ネットワークの回復と強化

- ① 新型コロナウイルス感染症が航空業界に甚大な影響を与えていることを踏まえ、観光立国の復活、インバウンドの回復や地方創生に不可欠な航空ネットワークの維持・確保に向けて、需要回復後の成長投資を下支えする観点から、引き続き空港使用料や航空機燃料税の軽減、空港会社等への無利子貸付等の必要な支援を行う。また、航空ネットワークの維持・発展やサステナブルツーリズムへの関心の高まりに対応するため、持続可能な航空燃料(SAF)の導入や空港の再エネ拠点化を含む航空の脱炭素化を推進する。
- ② 空港地上支援業務について、労働力不足により訪日外国人旅行者の利便性が損なわれないように、官民が連携して先端技術の活用についての検討・検証を行い、省力化・自動化を推進する。空港制限区域内における無人自動運転の2025年(令和7年)までの導入を目指し、自動運転レベル4相当(特定条件下における完全自動運転)の導入に向けた実証実験を実施し、必要となるインフラの設置や運用ルール等の検討を進める。また、旅客の手荷物輸送等の円滑化を図る。さらに、インバウンド需要の回復・増加に的確に対応するため、グランドハンドリングや保安検査等の空港業務を対象とした初の有識者会議を設置し、その人材確保や業務効率化等の体制強化の取組を一層強化する方策の検討を推進する。
- ③ ビジネスジェットの利用環境を改善するため、諸手続の改善、ビジネスジェット専用動線整備の拡大による空港利用環境等の整備を進める。また、首都圏空港において、ビジネスジェットの発着枠の拡大を検討する。

c) 国際拠点空港等の整備

- ① 訪日外国人旅行者の受入拡大、我が国の国際競争力の強化の観点から、首都圏空港の発着容量について年間約100万回への拡大を目指し、必要な取組を進める。具体的には、東京国際空港(羽田空港)においては、2020年(令和2年)3月に運用を開始した新飛行経路について、引き続き、騒音・落下物対策や地域への丁寧な情報提供等、新飛行経路の着実な運用に向けた取組を進める。また、空港アクセス鉄道の基盤施設整備、国内線・国際線間の乗り継ぎ利便性向上のための人工地盤の整備、旧整備場地区の再編整備等を実施する。成田国際空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、C滑走路新設等の年間発着容量50万回の拡大に向けた取組を進める。
- ② 国土交通省が認定した「訪日誘客支援空港」等の地方空港に対して、それぞれの空港の状況に応じて、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費の支援、ボーディングブリッジやCIQ²¹施設の整備等の旅客の受入環境高度化の支援等を実施し、関係省庁が連携して、各地域における国際線就航を通じた訪日外国人旅行者誘致の取組を促進する。また、今後の訪日外国人旅行者の本格的な受入再開を見据え、空港における感染リスク最小化のための受入環境整備を推進するとともに、地方空港の国際線運航再開便への支援を実施することにより、地方空港国際線の回復・充実にに向けた取組を推進していく。
- ③ 国際的な人の往来再開を見据えて、開業後18年が経過した中部国際空港の第1旅客ターミ

21 税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine)の総称。

ナルにおいて、国際線保安検査場の処理能力向上による混雑緩和を引き続き行うとともに、完全24時間運用の実現等の機能強化に向けた取組を推進する。

- ④ 福岡空港においては、滑走路処理能力の向上を図るため、引き続き2024年度(令和6年度)の供用開始に向けて滑走路増設事業を推進するとともに、北九州空港においては、国際貨物輸送の拠点機能向上を図るため、2023年度(令和5年度)から滑走路延長事業を推進する。また、空港の利便性向上を図るため、那覇空港においては国際線ターミナル地域再編事業、新千歳空港においては誘導路複線化等を引き続き推進する。
- ⑤ 地方空港のゲートウェイ機能強化を図るため、引き続き、地方空港のコンセッションの推進を通じて、内外交流人口拡大等による地域活性化を促進する。
- ⑥ 引き続き、航空交通量の増加に対応するため、国内管制空域の抜本的再編(上下分離)を2025年(令和7年)までに段階的に実施する。2023年度(令和5年度)は、東日本空域における上下分離を継続する。
- ⑦ 今後予想される航空需要の回復・増加に対応するため、効率的な操縦士養成手法の導入に向けた調査の実施、国家資格についてのより合理的で利便性の高い試験方式の導入及び航空大学校における操縦士の着実な養成、外国人材の活用等による整備士の養成の促進、航空業界を志望する若年者の裾野拡大に向けたイベントの開催等、操縦士・整備士の養成・確保に向けた対策を行う。

d) クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組

- ① クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化の観点から、訪日外国人旅行者による国内クルーズの利用を促進するため、船内の受入環境整備を進めるほか、海外でのプロモーション活動や乗船後も快適にクルーズを楽しめる船内コンテンツの充実に向けた調査、商品開発、実証実験等を支援する。
- ② 日本におけるクルーズ再興に向け、安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進め、2025年(令和7年)に訪日クルーズ旅客を新型コロナウイルス感染症前ピーク水準の250万人まで回復させるとともに、外国クルーズ船の寄港回数が新型コロナウイルス感染症前ピーク水準の2,000回を超えることを目指した取組を推進する。また、地方誘客を進めるため外国クルーズ船が寄港する港湾数について、2025年(令和7年)に新型コロナウイルス感染症前ピーク水準の67港を上回る100港とすることを目指して取り組む。
- ③ 関係業界団体等が作成した感染防止対策ガイドライン等を各クルーズ船社が順守して船内の感染防止対策を徹底し、また、寄港地においても、港湾での感染防止対策を進めることにより、日本全体で安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進める。
- ④ 既存ストックを活用したクルーズ船の受入環境整備や寄港地を探すクルーズ船社と港湾管理者のマッチングを図るサービスの提供、クルーズ旅客の受入機能の高度化等により、クルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現する。
- ⑤ 旅客施設等への船社の投資に併せ、国・港湾管理者による港湾施設の整備や利用調整等のハード・ソフト両面からの支援を行うことによるクルーズ船の長期的かつ安定的な寄港の確保や、民間事業者による旅客施設の整備に対する支援により、世界に誇る国際クルーズ拠点の形成を図る。
- ⑥ クルーズ船寄港の地域経済効果を最大化させるため、寄港地の地方公共団体とクルーズ船社が連携し、寄港地での消費を船内等で喚起するスキームを構築するとともに、内陸部を含めた広域に及ぶ上質な寄港地観光造成に向けた取組を進める。また、港湾協力団体の活用及び「み

などオアシス」の登録を促進し、クルーズ旅客の受入環境の向上を図る。

- ⑦ 全国の港湾管理者等で構成する全国クルーズ活性化会議と連携して瀬戸内海や南西諸島等の新たなクルーズ周遊ルートの開拓を進める。
- ⑧ 我が国に寄港する大型のプレジャーボートの寄港状況や寄港地における提供可能な港湾サービスの実態把握を進める。
- ⑨ インバウンドの拡大等による大幅な需要拡大が期待される空港、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設等の分野においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多大な影響を受けているが、将来の需要回復を見据えた取組を推進する。
- ⑩ 全国の港湾管理者等で構成する全国クルーズ活性化会議と連携して多様化する訪日クルーズニーズに対応したプロモーションや海外の国際展示会への出展等、訪日クルーズ寄港促進の取組を進める。

e) 国際交通機関へのアクセス向上

東京国際空港（羽田空港）においては、空港の運用状況を踏まえた深夜早朝アクセスバスの運行再開に向けての調整を行う。また、空港整備事業として、JR東日本羽田空港アクセス線の鉄道基盤施設（トンネル躯体等）整備に本格着工するとともに、引き続き、京急空港線引上線の鉄道基盤施設整備に必要な歩行者通路の切回し工事を実施する。さらに、成田国際空港においては、空港アクセス関係者との意見交換を重ね、引き続き、空港アクセスの更なる利便性向上等に向けた検討を進める。加えて、那覇空港においては、空港アクセスの利便性向上に向け、混雑解消等を図るため、2023年度（令和5年度）も引き続き、国内線ターミナルビル前面の高架道路を国際線ターミナルビル前面まで延伸する工事を実施する。

f) 地域交通を活用した観光地の魅力向上・高付加価値化とMaaSの実装推進

- ① 交通事業者が、地域の観光資源とタイアップし、観光イベントの実施、車両等の観光資源化・関連施設の高品質化等により、地域の集客力とアクセス性の向上を両立しつつ、地域観光の高付加価値化を目指す事業の取組について支援を行うことで、観光地の魅力向上と交通事業者の高品質化の両立を図る。
- ② 公共交通事業者等が実施する、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進める取組や、災害等非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るためにスマートフォン等の充電環境を確保する取組に対し、支援を推進する。
- ③ エリアを跨いだ広域連携や交通事業者間だけでなく幅広い事業者間の連携を可能とするMaaSの取組を支援するほか、公共交通機関のデータ化、キャッシュレス化、AIオンデマンド交通、グリーンスローモビリティ、シェアサイクルや電動キックボード等のパーソナルな移動環境の整備等により、観光地の移手段の確保・充実等を通じた観光周遊や観光消費の増加を促進する。
- ④ 【再掲】第Ⅲ部第2章第1節9②
- ⑤ 自家用有償旅客運送の輸送対象として観光客を明確化したことを踏まえ、引き続き、既存の交通事業者では対応しきれない地域の観光資源へのアクセスに活用されるよう制度の適切な運用を図る。

g) MaaS等の新たなモビリティサービスの基盤整備の支援

- ① 観光地内の周遊性等を高めることによりストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、訪日外国人旅行者等に対して手軽な移動手段を面的に提供するシェアサイクルの導入を促進する。
- ② 日本の配車アプリの多言語化を進め、訪日外国人旅行者等が母国と同じようにタクシーを利用できる環境を整備する。また、外国語対応ドライバーの採用・育成や、多言語タブレット等の活用促進、キャッシュレス決済への対応の推進等により、訪日外国人旅行者等が快適に国内を移動できるよう、言語・決済に不安なくタクシーを利用できる環境を整備する。さらに、言語・決済に不安なく利用できるタクシーの車体表示等の見える化を促進するとともに、空港・主要駅における訪日外国人旅行者対応タクシー乗り場・入構レーンの設置等により、空港・主要駅での利用環境の向上を図る。
- ③ 【再掲】第Ⅲ部第2章第2節8(1)f)③

h) 公共交通事業者等による利便増進措置

- ① 「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)」(国際観光振興法)に基づき、観光庁長官が指定した区間において、公共交通事業者等による訪日外国人旅行者の利便を増進するための実施計画の作成や同計画に基づく措置を通じて、我が国の訪日外国人旅行者向けサービスの更なる向上を引き続き促進する。
- ② 旅行者目線での快適な鉄道乗車サービスを実現するため、インターネット予約環境の一層の充実やスマートフォン等を使用した新たな乗車決済環境の整備を促進する。

i) 新幹線等を利用する訪日外国人旅行者の国内移動の活性化

訪日外国人旅行者の国内での移動を円滑化するため、「ジャパン・レール・パス」等の企画乗車券の利用促進を図る。

j) 観光地へのアクセスの利便性向上

観光地へのアクセス利便性を向上させるため、観光旅行者のニーズに合った観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図る。

k) わかりやすい道案内等の充実

- ① 道路案内標識の英語表記の改善・充実、道路案内標識と観光案内ガイドブックやパンフレット等の連携、交差点名標識への観光地名称表示、国土地理院作成の英語版地図との英語表記の整合の確保等により、訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を推進する。
- ② 訪日外国人旅行者のドライブ観光を促進するため、官民一体(観光・交通関係団体、行政等)となって組織する「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」において、来道外国人旅行者のGPSデータを把握・共有・活用等することにより、インバウンドの受入環境整備・改善を推進する。

l) 幹線鉄道の整備

- ① 整備新幹線については、現在建設中の北陸新幹線(金沢・敦賀間)及び北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)について、引き続き着実に整備を進める。また、未着工区間である北陸新幹線(敦

賀・新大阪間)については、従来、工事実施計画の認可後に行っていた調査も含め、施工上の課題を解決するための調査を、先行的・集中的に行っていく。九州新幹線(西九州ルート)については、今後も関係者との協議を引き続き進める。

- ② リニア中央新幹線については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(2022年(令和4年)6月閣議決定)において、「水資源、環境保全等の課題解決に向けた取組を進めることにより品川・名古屋間の早期整備を促進するとともに、全線開業の前倒し²²を図るため、建設主体が2023年(令和5年)から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手できるよう、沿線自治体と連携して、必要な指導、支援を行う。」ことが盛り込まれており、有識者会議において環境保全に関する各論点について具体の議論を行うなど、水資源や環境保全等の課題解決に向けた取組を着実に進めるとともに、2023年(令和5年)から建設主体が環境影響評価に着手できるよう、必要な指導・支援を行う。また、リニア中央新幹線の開業を見据え、リニア開業後の東海道新幹線の輸送力の余裕を活用した利便性向上・経済波及効果等の可能性に関して、2023年(令和5年)夏頃に向けて、引き続き調査分析を進める。
- ③ 訪日外国人旅行者のニーズが高く、移動時の大きな荷物の保管場所の鉄道車両内の大型荷物置場について、訪日外国人旅行者の多い東海道・山陽・九州新幹線におけるサービス提供の拡充を促進する。

m) 都市鉄道の整備

既存ストックを有効活用した連絡線整備や相互直通化、地下鉄の延伸、鉄道駅の交通結節機能の高度化等による都市鉄道の機能強化を通じて、まちづくりと連携した公共交通のネットワークの充実度を高める。

n) 高速道路の整備等

観光振興のため、高速道路会社等が、地方公共団体や観光施設・宿泊施設等と連携して、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる周遊パスについて、利用促進を図るとともに、平日への観光需要の平準化に取り組む。また、訪日外国人旅行者の地方部への誘客のため、高速道路会社等が、レンタカー事業者等と連携して、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる周遊パスについて、利用促進を図る。

o) 地域内の道路・「道の駅」の整備

- ① 観光や防災等の地域の拠点としての役割を發揮するため、「道の駅」の電気自動車(EV)の充電施設やトイレの洋式化等の整備を促進するとともに、災害時には地域外の利用者や地域住民に被災状況や支援活動の情報提供を行う。
- ② 「道の駅」第3ステージとして、キャッシュレスの導入推進や外国人観光案内所の日本政府観光局認定取得を促進するなどのインバウンド対応を強化する。
- ③ 「道の駅」が民間企業や観光地域づくり法人(DMO)、「日本風景街道」等と連携した取組を促進することにより、第3ステージ「地方創生・観光を加速する拠点」としての機能強化を図る。
- ④ 「道の駅」における地域の観光拠点機能の充実及び消費拡大を図るべく、引き続き、訪日外

²² リニア中央新幹線については、2016年(平成28年)、建設主体の当時の2045年(令和27年)の東京・大阪間の全線開業計画について全線開業までの期間の最大8年間前倒し(最速2037年(令和19年))を図るため、財政投融資を活用して2016年(平成28年)、2017年(平成29年)の2年間で3兆円の長期、固定、低利の貸付けを行った。

国人旅行者の来訪が多い又は今後の増加が見込まれる「道の駅」を中心に、多言語対応やキャッシュレス決済環境、外国人観光案内所の整備等のインバウンド対応に係る取組を支援する。

⑤ 【再掲】第Ⅲ部第2章第1節7(3)②

p) 道路交通の円滑化

① 【再掲】第Ⅲ部第2章第1節10(7)③

② 【再掲】第Ⅲ部第2章第1節10(7)④

q) 旅客船ターミナル・旅客船の整備

離島をはじめとする各地域の玄関に相当する旅客船ターミナル及び旅客船のバリアフリー化や無料Wi-Fiの整備・多言語表示の充実等の訪日外国人旅行者の受入環境整備等を図ることにより、サービスの多様化・高度化を加速させる。さらに、キャッシュレス決済システムの整備等、快適で安心・安全な旅行ができる環境整備を図る。

r) マリンレジャーを活用した地域観光の振興等

「海の駅」を活用し、地域の特性を生かしたイベントやクルージング等のマリンレジャーの体験機会の提供の取組を地方公共団体や関係団体等と連携して実施する。

s) 港湾空間・みなとオアシスの整備等

【再掲】第Ⅲ部第2章第2節8(1)d)⑥

(2) 出入国に関する措置等の受入体制の確保

a) ビザ緩和及びビザ発給手続の迅速化・円滑化

訪日外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化に取り組む。また、観光立国の実現及び二国間の人的交流の促進のため、政府全体の受入環境の整備や日本政府観光局の訪日プロモーション等と連携し、ビザ緩和を進める。

b) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

① 成田国際空港においては、出入国の待ち時間の公開に向け表示方法等の調整を進める。関西国際空港においては、出国の待ち時間を公開しているところ、関係省庁等が協議し、入国の待ち時間の公開に向け引き続き検討する。また、観光立国の実現を目標とし、ポストコロナの状況に柔軟に対応し、空港での入国審査待ち時間20分以内を達成²³するために、世界初の出入国審査パッケージの導入及び世界最高水準の技術を活用し、革新的な出入国審査を実現するため、適切な運用体制を計画しつつ、引き続き以下の取組を実施する。

② 新型コロナウイルス感染症流行前の水準への訪日外国人旅行者数の回復及び今後の増加を見据え、小規模空港におけるバイオカートをはじめとした審査機器の活用について引き続き検討する。

③ 台湾とのプレクリアランス(事前確認)について、2023年度(令和5年度)以降の可能な限り

²³ 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したこと等から、2020年(令和2年)4月以降は、入国審査待ち時間の計測を見合わせている。

早期における実現を目指す。

- ④ 航空機の乗員を自動化ゲートの利用対象とすることについて所要の検討を行う。
- ⑤ 顔認証ゲートは、日本人の出帰国や観光目的等で入国した外国人の出国手続において活用されており、2023年(令和5年)3月時点で全国7空港に導入されているところ、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した出入国者数の回復と今後の増加を見据え、顔認証ゲートのより円滑な運用のための機能改修等を検討する。
- ⑥ 今後の訪日外国人旅行者数の回復を見据え、観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQ体制の整備を図る。訪日外国人旅行者数の実績も踏まえ、関係省庁が連携して物的・人的体制の効果的な整備を進める。
- ⑦ Visit Japan Webについては、日本滞在中、訪日外国人旅行者が免税購入で活用できるよう必要な機能拡充を行う(2023年(令和5年)4月)。利用者の利便性向上等のため、安定的な運用を行うとともに、必要な機能拡充等を検討していく。
- ⑧ 2022年(令和4年)10月の新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の緩和以降、訪日外国人旅行者数は急増しており、今後も更なる増加が見込まれるところ、訪日外国人の円滑な入国と国の安全を確保するための厳格な水際対策を両立させるため、出入国在留管理庁及び税関において、国内外の関係機関との更なる情報連携の推進及び、出入国旅客の事前旅客情報(API²⁴)や乗客予約記録(PNR²⁵)といった情報の電子的な収集を強化するとともに、更なる情報分析・活用の高度化を図り、より一層効率的・効果的な審査・検査の実施を推進する。
- ⑨ 厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高次元で両立させるため、出発空港での渡航者に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを行い、結果を航空会社に通知することで、同航空会社が渡航者の搭乗の可否を判断できる仕組みの導入に向けた所要の準備を継続する。また、渡航前において将来的なリスク評価を含めた幅広いスクリーニングができる仕組みの導入を検討する。
- ⑩ 国際テロの脅威が高まる中で、日本国内で予定されている国際的なイベントや訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、主要空港に導入を進めてきたボディスキャナーに加え、爆発物自動検知機器等の先進的な保安検査機器の導入推進を図る。また、保安検査における国、地方公共団体、空港会社、航空会社、保安検査会社等の役割分担や保安検査の適正な費用負担の在り方等の中長期的な課題について、保安検査に関する有識者会議等において引き続き検討していく。
- ⑪ 空港における旅客手続の各段階(保安検査・チェックイン等)や各動線に、顔認証技術による旅客搭乗手続の一元化(One ID化)や、自動チェックイン機、自動手荷物預け機、スマートレーン、CUTE²⁶システム、インラインスクリーニングシステム等、最先端の技術・システムを導入し、利用者目線で世界最高水準の旅客サービスを実現するため、旅客動線の横断的な効率化や高度化を追求する。関西国際空港については、運営権者において、民間の創意工夫を生かした機能強化が図られており、引き続き、国際線キャパシティーを向上させるため第1ターミナルにおける国際線及び国内線エリアの配置の見直しによる施設配置の再編や旅客体験

²⁴ Advance Passenger Informationの略。船長又は機長が入出港前に報告する旅客及び乗組員の氏名、国籍等に関する情報。

²⁵ Passenger Name Recordの略。航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

²⁶ Common use terminal equipmentの略。航空会社が世界主要空港で共同使用できる端末システム。

の向上のための商業エリアの充実等を含む第1ターミナル改修等の同空港の機能強化を推進し、関西3空港における年間発着容量50万回の実現を目指す。

- ⑫ 円滑かつ厳格な出入国審査等を高次元で実現し、ストレスフリーで快適な旅行環境を実現するため、ディープラーニング技術を活用して不鮮明な指紋画像を鮮明化する画像補正エンジンを搭載したバイオメトリクス読取装置を導入しているところ、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した入国者数の回復と今後の増加を見据え、同機器に係る今後の整備・運用について検討するとともに、更なる機能強化・迅速化に向けた調査・研究を実施する。
- ⑬ 税関において、迅速な通関による利便性の向上と、厳格な水際取締りによる安全・安心の確保の両立を実現するため、空港等における入国旅客の受入環境を整備する。具体的には、税関検査場電子申告ゲート等を旅客の利便性向上のため適正に運用するとともに、その利用拡大に努める。
- ⑭ 重要ビジネス旅客や国際会議参加者等のファーストレーン利用促進を図るため、成田国際空港及び関西国際空港においては、空港の運用状況を踏まえ、利用促進のPRや利用時間の柔軟な運用を行う。国際会議主催者に対しても、国際会議の誘致時に利用促進のPRを行う。
- ⑮ 厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高次元で両立させるため、小規模出入国拠点や海港におけるEDカードの電子化について引き続き検討する。
- ⑯ 農畜産物を輸出するには、相手国の求める条件に応じて輸出検査を受ける必要があること等を周知するため、動植物検疫制度に関する多言語のリーフレット等を作成し、空港の輸出検疫カウンター等での配布やウェブサイトへの掲載を行う。また、6空港7か所（新千歳空港、成田国際空港（第1ターミナルビル及び第2ターミナルビル）、東京国際空港（羽田空港）、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港）の旅客ターミナルに設置した輸出検疫カウンターを引き続き活用することにより、円滑な輸出検査手続を行う。

(3) 観光地等の訪日外国人旅行者対応の推進

a) 観光地のインバウンド対応の支援

- ① 【再掲】第Ⅲ部第2章第1節3(5)
- ② 日本政府観光局のウェブサイト等を活用して、引き続き訪日外国人旅行者に対するプリペイドSIM等の提供情報の周知を図る。また、訪日外国人旅行者の旅行中における情報の円滑な収集・発信ニーズが高まっていることを踏まえ、引き続き、観光案内所、鉄道駅やバスターミナル、車両、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地における無料Wi-Fi等インターネット利用環境の整備を進める。さらに、携帯電話の通じない地域の解消等、通信環境の整備を促進する。
- ③ 訪日外国人旅行者に対し、わかりやすい共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」を用いたウェブサイトやステッカーの掲出を通じて、観光案内所、公共交通機関、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地における無料Wi-Fiスポットの情報発信を引き続き行う。
- ④ 訪日外国人旅行者の快適な旅行環境整備のため、観光地周辺に地方公共団体や交通事業者等が設置する洋式便器の整備や公衆トイレの高機能化を促進する。

b) 通訳ガイドの質・量の充実

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節4(3)

c) 観光案内拠点の充実

訪日外国人を含む旅行者が全国津々浦々を快適に旅行できるよう、日本政府観光局認定外国人

観光案内所について改定した認定基準に基づき更なる機能強化を目指すとともに、とりまとめた機能強化に係る取組事例の周知を図る。また、観光案内所の情報発信機能の強化による訪日外国人旅行者の利便性向上のため、AIチャットボットや多言語音声ガイド等の先進機能の整備やオンラインコンテンツ作成を支援する。

d) 観光地域における案内表示等の充実

観光庁は文化庁や環境省と連携し、文化財や国立公園等のインバウンド誘客に効果が高い観光資源について、わかりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる英語のネイティブライター等の専門人材を地域に派遣し、英語解説文作成を支援する。また、同事業で作成した英語解説文を元に、中国語及び韓国語解説文作成支援を実施する。

e) 通信環境の整備促進

北陸新幹線の延伸区間に設置される全トンネルについて、2024年(令和6年)春の開業までに携帯電話サービスの利用が可能となるよう、引き続き対策を講じる。

f) 誰もが一人歩きできる環境の実現

- ① 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)も見据え、ビジネスや国際会議における議論の場面にも対応したAIによる多言語同時通訳の実現及び重点対応言語の拡大等のための研究開発に取り組む。
- ② 訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、手ぶら観光カウンターの機能向上に対する支援を引き続き行い、認定手ぶら観光カウンター(免税品の海外直送サービスが可能な手ぶら観光カウンターも含む)の設置を促進するとともに、認定手ぶら観光カウンターに関する情報を広く発信し、認知度の向上を図る。

g) 外国人患者受入体制の充実

- ① 外国人患者が円滑に医療機関を受診できるよう、厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県によって選定された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含め、多言語対応が可能な外国人患者を受け入れる医療機関を質・量ともに更に充実したリストとして整備する。また、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を中心に、医療通訳等の配置支援等を実施するとともに、外国人患者受入れ医療コーディネーターの養成や拠点機能の強化に必要な取組等の周知・教育等を行うなど、機能強化に資する取組を通じて、外国人患者受入環境の整備を進める。さらに、各地域で外国人患者の受入環境を整備するため、地方公共団体における協議の場や医療機関からの相談にワンストップで対応する窓口の整備等を支援するとともに、医療機関に対する「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の内容の充実や多言語対応への支援等を行う。加えて、訪日外国人旅行者等への医療提供体制に関する情報をまとめたウェブサイトでは、好事例インタビューの掲載、未収医療費対策に資する情報の掲載等の内容充実を更に進め、受入環境の整備に有用な情報を発信する。
- ② 訪日外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、スムーズに「外国人患者を受け入れる医療機関」にアクセスできるよう、日本政府観光局ウェブサイト・アプリ・SNS、チラシ等を活用した情報発信を行う。また、観光庁は厚生労働省、外務省、デジタル庁等の関係省庁等と連携を図り、訪日外国人旅行者に対する情報提供を実施する。さらに、観光案内所、宿泊施設及び旅行会社等に対して、「外国人患者を受け入れる医療機関」に関する情報を周知する。

- ③ 訪日外国人旅行者が医療費の不安なく治療を受けられるよう、観光庁は厚生労働省、出入国在留管理庁、外務省及びデジタル庁等関連省庁や日本政府観光局と連携し、訪日前等の様々な機会を捉え、訪日旅行の際の保険や日本入国後でも加入可能なインバウンド旅行保険の加入促進に資する取組を強化する。

h) キャッシュレス環境等の改善

引き続き、訪日外国人旅行者のニーズに合致する整備水準が維持されるよう、銀行（地方銀行含む）に対し海外発行カード対応ATM設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促していく。また、訪日外国人旅行者の周遊の促進を図るべく、観光案内所、宿泊施設、公共交通機関等に加えて、観光地の飲食店、小売店等における多言語音声翻訳システムの活用を含めた受入環境の面的整備を進める。

i) 多様な宗教的、文化的習慣を有する旅行者の受入環境の充実

ムスリムやベジタリアン・ヴィーガン旅行者等、多様な宗教的、文化的習慣を有する訪日外国人旅行者がストレスなく安心して観光を満喫できる環境整備を図るため、観光庁が作成した「ムスリムおもてなしガイドブック」や「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」の周知等により、食事や礼拝等、様々な生活習慣に配慮した受入環境の整備充実を図る。

j) 伝統芸能等における外国人対応の推進

- ① 国立劇場をはじめとする国立文化施設において、外国人向けの公演、鑑賞教室等の開催や外国人来館者の集客を見込んだ取組について、新たなプログラムも加えつつ開催するとともに、多言語ガイドや字幕等の整備等にも取り組み、外国人来館者等がより快適に日本文化の魅力を体験し理解を深める機会の充実を図る。
- ② 【再掲】第Ⅲ部第2章第2節8(3)d)

k) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に向けた受入環境整備

大阪・関西万博に来場する訪日外国人旅行者の受入に向け、CIQ体制の人的・物的な強化、会場内外における多言語対応の強化やピクトグラム等外国人にわかりやすい表示の整備、無料公衆無線LAN等の社会全体のICT化を推進する。また、大阪・関西万博関連イベントの全国各地での開催や、日本文化の魅力を発信する訪日プロモーションを推進することで、外国人来訪者を会場のみならず関西地域、更には日本全国に誘客し、大阪・関西万博の開催効果を日本全体に波及させる。さらに、医療機関への外国人患者受入体制の整備、外国人来訪者への救急・防災対応、熱中症等の関連情報に関する多言語発信、海外発行クレジットカード等の決済環境の整備等を推進する。加えて、大阪・関西万博に関心を持つ外国人の多言語コミュニケーションを可能とする技術も活用しながら、来訪前から、もしくは来訪せずとも、オンライン上で大阪・関西万博にバーチャル参加・共創できるような仕組みや、日本の魅力的なコンテンツにアクセスできるような環境整備も推進する。

l) 2027年国際園芸博覧会に向けた受入環境整備

花の名所、産地及び庭園をはじめとする様々な観光資源との全国的な連携により、2027年国際園芸博覧会への来場を全国的な周遊の契機とするなど、開催効果を全国へ波及させるとともに、会場内外における多言語対応の強化等、必要な受入環境の整備を推進する。

m) ランドオペレーター登録制度の適切な運用

利益優先による質の低い旅行商品の提供やダンピング契約による旅行の安全性の低下を防ぐために導入された旅行サービス手配業(ランドオペレーター)の登録制度について、制度の周知や立入検査等、制度の適切な運用を図る。

9 アウトバウンド・国際相互交流の促進

(1) アウトバウンドの促進

- ① アウトバウンドの本格的な回復を見据えて、イン・アウトを両輪として双方向の交流拡大を図り、2025年(令和7年)までに出国日本人数の2019年(令和元年)水準(約2,000万人)超えを目指す。このため、2023年(令和5年)3月に策定した「アウトバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ」を着実に実施するとともに、この目標の達成に向けて、まずは、アジア、欧米豪等の各方面においてイン・アウト双方の観点から「当面の重点デステーション」を設定し、民間企業や各国・地域の政府観光局等とも連携して、一層強力な取組を推進する。
- ② アウトバウンドの本格的な回復に向け関係省庁・観光業界が広く連携し、有識者の知見も得ながら、各国の現地情報等に係る正確な情報発信や、旅行安全情報共有プラットフォームの活用により、若者だけでなくシニア世代の海外旅行への不安を取り除き、安全・安心な海外旅行のための環境を整備する。
- ③ 若者に旅の意義や素晴らしさを伝え、若者の旅行を促進するとともにインバウンド対応や観光資源の魅力自ら発信することができる観光人材の育成を図るため、「若旅★授業」を継続実施する。また、「道の駅」第3ステージとして、大学等と連携し、特産品を生かした商品開発等、学生の課外活動やインターンシップの場として「道の駅」を活用することを促進するなど、「地方創生・観光を加速する拠点」となるための取組を推進する。

(2) 日本人海外旅行者の安全対策

日本人海外旅行者の安全性を向上させるため、関係省庁が連携しながら、旅行業者、海外安全ホームページ、たびレジ等を通じ、海外における危機管理や安全対策に関する知識の増進を図る。また、テロや自然災害等の発生時には、旅行安全情報共有プラットフォーム等の活用により、旅行者に対して迅速な安否確認を実施するとともに、災害情報や避難経路情報等を幅広く提供することで、アウトバウンドにおける安全対策の促進を図る。

(3) 姉妹・友好都市提携等の活用

姉妹・友好都市提携等に基づく国際交流は、住民が参加できる機会も多いことから、パブリック・ディプロマシーの一助となるだけでなく、住民自らが地域の魅力を見つめ直す機会を与えてくれるものである。また、文化、スポーツ、観光等の様々な分野における交流事業の契機ともなるのである。これらを踏まえ、姉妹・友好都市提携等を生かした観光プロモーション等による交流の拡大を支援する。

(4) 留学生の増加と活用

日本への質の高い外国人留学生の受入及び海外への日本人留学生の派遣は、我が国の教育のグローバル化、訪日外国人旅行者の誘致及び国際相互理解の増進に資するものである。また、留学生は日本観光の魅力についての発信力を有するとともに、日本への外国人留学生はリピーターとしての訪日を期待できる。このため、外国大学との単位相互認定等の拡大、外国人教職員・外国人留学

生の受入の促進、外国人留学生の就職支援等を進めるとともに、日本人学生等の海外経験を増やすため、留学・研修支援等の取組を行う。さらに、関係省庁が連携して、外国人留学生の誘致、外国人留学生に関する各情報発信ツールやネットワークを活用した日本観光の魅力の発信等を継続し、優秀な外国人留学生を呼び込む。

(5) 訪日教育旅行の促進

- ① 日本政府観光局のウェブサイトにおいて、訪日教育旅行の受入側及び訪問側がそれぞれ留意すべき事項や取組事例を発信するほか、海外からの問い合わせに対応する。また、日本政府観光局を通じて海外の教育関係者を対象としたセミナー等を実施し、日本の体験プログラムや見学スポットを紹介するとともに、日本の受入自治体との交流の機会を設け、訪日教育旅行の促進を図る。
- ② 文部科学省は観光庁及び日本政府観光局と連携し、訪日教育旅行の教育的意義について、国際理解教育担当指導主事等連絡協議会等を通じ、教育部局・学校に対し周知を行う。
- ③ 海外教育旅行の再開・拡大に向けて、学校関係者等と旅行事業者がSDGs等の国際的な潮流を盛り込んで協力しながら企画・開発した海外教育旅行プログラムの中から国が優れた企画の公募・採択を行い、視察費用の補助等を通じて高付加価値なプログラムの開発を支援する。また、継続的な教職員向けセミナーを通じた普及・啓発の取組の着実な実施を図る。

(6) ワーキング・ホリデー制度の導入促進

インバウンドのV字回復を意識しつつ、国内外の需要等を適宜に把握することにより、人的交流の拡大と青少年の相互理解の促進を目的とするワーキング・ホリデー制度の新規導入国の拡大を検討する。

(7) 海外の青少年等との交流促進

親日派・知日派の発掘・育成を目的に、将来を担う青年の招へい等を行い、対日理解の促進、日本の魅力等の対外発信強化を推進していく。

(8) 地域レベルの国際交流・国際協力の推進

地域レベルの国際交流等を一層推進することを目的として、国際交流に携わる地方公共団体の職員等を参加対象とした説明会を開催する。

(9) 日中韓三国間の観光交流と協力の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により延期してきた「第10回日中韓観光大臣会合」を日本で開催し、日中韓三国の観光分野における連携協力について協議するとともに、域内及び域外との観光交流の一層の拡大や質の向上、旅行者の安全確保等に取り組む。

(10) 二国間の観光交流の取組の推進

観光当局間の協議等を通じて、諸外国との観光交流促進を図る。

(11) 国際機関等への協力を通じた国際観光交流の促進

日ASEAN友好協力50周年の機会を捉え、「日ASEAN観光大臣特別対話」を日本で開催し、観光分野におけるASEANとの協力強化や観光交流復活の機運を醸成するとともに、アジア太平洋地域

における日本のプレゼンス強化を図る。

(12) 開発途上国等の観光振興に対する協力

開発途上国等に対し、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の取組を通じて、観光振興に必要な情報の提供や提言等の協力をを行う。また、ASEAN諸国に対し、日本アセアンセンターによる取組を通じて、観光振興、人材育成事業等の協力をを行う。

(13) 海外における日本語教育

国際交流基金（JF）による日本語専門家派遣事業、日本語教材の開発・提供及び情報収集ネットワークづくり、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続するとともに、オンラインも活用し、一層、海外における日本語教育の普及・拡大、質の向上、安定的実施等を図る。

10 国際観光旅客税の活用

高次元で観光施策を実行するため、国際観光旅客税収（旅客税財源）を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）」や「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」において明示されている3つの分野に充当するとともに、旅客税財源を充当する施策は既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではないなどの考え方を基本とする。また、無駄遣いを防止し、用途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。さらに、旅客税財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、毎年度洗い替えが行えるよう、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

第3節 国内交流拡大戦略

1 国内旅行需要の喚起

(1) 全国旅行支援の着実な実施

新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けている宿泊業、旅行業、貸切バス等の交通機関や幅広い地域の関連産業を支援するため、措置された予算を活用して全国旅行支援を着実に実施し、全国的な旅行需要の喚起を図る。

(2) 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節1

(3) 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備

【再掲】第Ⅲ部第2章第2節2

(4) 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備

【再掲】第Ⅲ部第2章第2節3

(5) 交通機関の整備

【再掲】第Ⅲ部第2章第2節8（1）

(6) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)を契機とした国内観光振興

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会や観光地域づくり法人(DMO)等と連携し、全国的な誘客を促進するため、観光資源の磨き上げやコンテンツの充実化等を実施し、地域のブランド化を図る。

(7) 国内旅行の促進のための関係者が協力した取組の推進

個人旅行・団体旅行問わず、国民の国内旅行を促進するため、関係省庁・関係業界が連携・協力し、旅行需要の平準化につながるキャンペーンの実施、旅行博をはじめとするイベントにおける国内外の観光地の魅力発信や展示商談会を通じた旅行商品の造成につながる取組を引き続き推進する。

(8) 「新・湯治」等の推進

現代のライフスタイルに合った温泉地の過ごし方である「新・湯治」を推進し温泉地の活性化を図るため、必要な考え方や方策をまとめた「新・湯治推進プラン」に基づき、「新・湯治」の考えを共有する地域、自治体、団体等をネットワークでつなぐ「チーム新・湯治」の活動の展開や、温泉地全体で得られる療養効果を把握・情報発信するための「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」等の取組を実施する。また、拡大する温泉利用による資源枯渇や可燃性天然ガスによる災害等のおそれがあることを踏まえ、温泉の保護及び災害の防止対策の充実を図るための調査研究等を推進する。

(9) 「海事観光」の情報発信の強化

船旅、海の絶景、マリンアクティビティ、海鮮グルメ等全国の様々な海事観光資源について、ポータルサイト「海ココ」を活用し、地域やカテゴリごとに情報をまとめて掲載するとともに、多方面の最新情報を提供できるよう、官民の取組と関係者間の連携を強化する。また、「海ココ」の活用に加え、「C to Seaプロジェクト」の公式SNSや全国各地で行われる海、旅行関連のイベントを活用し、積極的に情報発信することにより、海事観光の認知度向上及び需要創出を強化する。

(10) 水辺における環境学習・自然体験活動等の推進

「子どもの水辺」再発見プロジェクト等により、安全で近づきやすい河川空間の整備を進める。また、市民団体等と連携した環境学習・自然体験活動を推進する。さらに、自然体験プログラムの開催の場ともなる緑地・干潟等の整備、既存ストックの利活用の促進を図る。

2 新たな交流市場の開拓

(1) ワークेशन、ブレッジャー等の普及・定着

ワークेशनやブレッジャーについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえて、旅行需要の平準化につながる取組と捉えるとともに、働く場所や時間の自由度を高める観点から、働き方改革や企業の経営課題への対応、地域活性化等にも資する取組として、普及・定着に向けた取組を推進する。具体的には、企業ニーズに即した働き方改革、地域貢献、新規事業開拓等に資するプログラム造成を行うモデル実証を約10件実施するほか、「テレワーク・ワークेशन官民推進協議会」の活動等を通じて、優れた取組手法等の情報提供やワークेशनの導入に向けた環境整備等に係る支援を実施する。

(2) 第2のふるさとづくり等の推進

- ① 自然環境に触れる旅へのニーズの高まりや田舎にあこがれを持って関わりを求める動き、働き方・暮らし方の変化等を踏まえ、「第2のふるさと」をつくり、「何度も地域に通う旅、帰る旅」を推進し、交流人口・関係人口の創出を図る。2022年度(令和4年度)に実施した「第2のふるさとづくりプロジェクト」モデル実証事業を踏まえ、地域との継続的な交流の拡大、滞在環境・移動環境の整備に向けた取組に対して15～20地域でのモデル実証を行い、成功事例の創出を目指す。また、地域づくりに取り組む関係者の情報交換の場として設立した「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」を活用するなど、機運醸成を図る。
- ② 将来にわたって国内外からの旅行者を惹きつける、地域・日本のレガシーとなる新たな観光資源の形成を促進し、継続的な来訪等の新たな交流市場の開拓や地域の活性化を図る。これに向け、地域と連携しながらレガシー形成に関する実現可能性調査やプラン作成を行う。

(3) ユニバーサルツーリズムの推進

- ① 今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握し、誰もが気兼ねなく参加できる旅行(ユニバーサルツーリズム)の普及、定着を目指す。このため、観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定数の増加に向けて、制度周知、認定施設に係る情報発信の強化等を推進するとともに、ユニバーサルツーリズムの商品造成に資するモデルツアーの実施による商品組成手法の確立等を進める。
- ② 高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光スポット等におけるバリアフリー化を引き続き推進する。
- ③ 高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を図るため、宿泊施設等のバリアフリー化支援を進めるとともに、バリアフリーに関する情報発信等、多様なニーズに対応する宿泊施設等の提供を促進する。
- ④ 航空旅客ターミナル施設について、2021年(令和3年)4月に改正法が施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」(バリアフリー法)を踏まえ、引き続きユニバーサルデザイン化に向けた取組を推進する。
- ⑤ 鉄道駅について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」(バリアフリー法)に基づき、エレベーター、ホームドア、バリアフリースイレ等の整備により、引き続きバリアフリー化に向けた取組を推進する。また、都市部における鉄道駅バリアフリー料金制度の活用、地方部における支援措置の重点化等により、引き続き全国の鉄道駅バリアフリー化を加速していく。
- ⑥ 「新幹線の新たなバリアフリー対策について」(2020年(令和2年)8月公表)、「特急車両における新たなバリアフリー対策について」(2022年(令和4年)1月公表)を受け、引き続き鉄道における車椅子利用の環境改善に向けた取組を促進する。

(4) 公共施設等の一体的・総合的なバリアフリー化

- ① 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」(バリアフリー法)に基づき指定された特定道路について、全ての人が円滑に移動できるよう、バリアフリー化を推進する。また、同法に基づき指定された特定道路等で、鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化を図る事業について、重点支援を行う。
- ② 高齢者や障害者等も含め、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に

向け、歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化を図る。民間事業者等が多様な移動支援サービスを提供できる環境を整備するため、データプラットフォームを構築し、施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータの整備・更新や利活用の促進を図る。

- ③ バス・タクシー車両のバリアフリー化を促進する。特に、空港アクセスバス(リフト付きバス等)やUD(ユニバーサルデザイン)タクシーについて必要な支援を行う。
- ④ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」(バリアフリー法)に基づく2025年度(令和7年度)末までの整備目標の達成に向けて、バリアフリー化したタクシー車両の普及を促進する。特に、UD(ユニバーサルデザイン)タクシーについて必要な支援を行う。
- ⑤ 高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進に向けた広報活動及び啓発活動の一環として、バリアフリースイール、車椅子利用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席の適正な利用の推進に向けて、引き続きキャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進する。
- ⑥ バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定件数の増加と制度の周知促進を図るとともに、観光施設の更なるバリアフリー対応とその情報発信を支援し、高齢者や障害者がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進する。
- ⑦ バリアフリー化を進める観光地において、バリアフリーの情報が適切に提供されるよう、国土交通省のウェブサイトにおいて「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」の普及を促進する。
- ⑧ 1日当たりの平均利用者数が3,000人以上及び基本構想の生活関連施設に位置づけられた1日当たりの平均利用者数が2,000人以上の鉄軌道駅等について、原則として全てバリアフリー化することとするなどの2025年度(令和7年度)末までのバリアフリー整備目標の達成に向け、マスタープラン・基本構想の策定促進や、バリアフリー教室の実施による心のバリアフリーの推進等、引き続きハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進する。

(5) 共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの推進

交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進するため、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」及び「接遇研修モデルプログラム」を策定し、交通事業者等に周知を行っているところ、可視化されにくい交通モードの職員の接遇対応や接遇研修等人的支援の実態、事例等に関する調査等を行い、更なる接遇レベル向上に向けた取組の検討等を行う。

(6) 身体障害者等の運賃割引の促進

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた利用者に対して鉄道等の公共交通機関が実施している運賃割引について、更なる導入促進に向け、引き続き公共交通事業者等に理解と協力を求めていく。

3 国内旅行需要の平準化の促進

(1) 平日旅行需要喚起キャンペーンの実施

観光需要の特定時期への集中が旅行者の満足度低下や観光産業の低い生産性等の要因となっていることを踏まえ、週末や連休以外の旅行需要を喚起し、混雑の回避や観光産業従事者の通年雇用化等を促進するため、観光関連事業者と連携し、平日への旅行需要の平準化につながるキャンペーン

を実施する。

(2) 休暇を取得しやすい職場環境の整備

2021年(令和3年)の年次有給休暇取得率は58.3%となった。年次有給休暇取得率の向上を目指し、2019年(平成31年)4月に改正法が施行された「労働基準法(昭和22年法律第49号)」に基づき、労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者が義務付けられたこと等について、引き続き、都道府県労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターで開催する説明会やウェブサイト等を活用した周知及び履行確保を図る。また、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始及びゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター・リーフレットの作成、駅貼り広告、インターネット広告等により、年次有給休暇取得の集中的な周知広報を行う。

(3) 休暇取得の分散化の促進

地域ごとの個別の事情を踏まえつつ、可能な地域において、学校の夏休み等の長期休業日の一部を学期中の平日に移すなどして学校休業日の分散化を図るとともに、学校休業日に合わせた年次有給休暇の取得促進を図る「キッズウィーク」の取組を推進するため、取組事例の周知や普及啓発等を行う。さらに、国家公務員について、家族の記念日や子供の学校行事等の職員のプライベートの予定等に合わせた年次休暇取得を引き続き促進する。

(4) ワークেশョン、ブレジャー等の普及・定着

【再掲】第Ⅲ部第2章第3節2(1)

(5) 第2のふるさとづくり等の推進

【再掲】第Ⅲ部第2章第3節2(2)